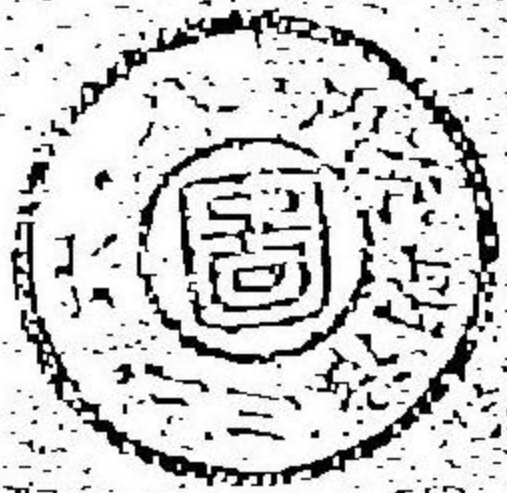


5

普濟戒律草法

特21
850

寂室堅光禪師講說



菩提心戒法草談

東京

通俗佛教館

不
行
青
嶂

不
行
青
嶂

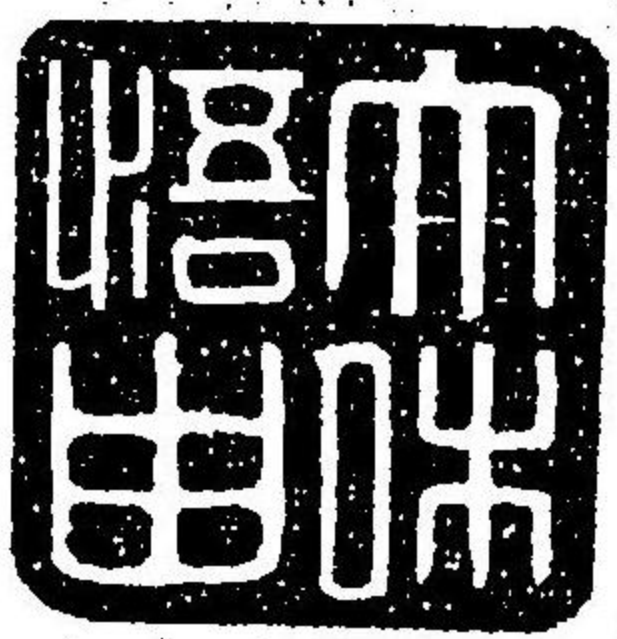
徑
年
到
白

大華



靈起

水平 性由 坤爻



因 戒

總持 樸仙老衲



凡例

○本書は本と「菩薩戒章改訂」と名け文政年間之を印行したるものなれど、疾にその原形を失ひたるものと見え久しく其の新本を見ること能はずされは其の古本たりとも容易に之を見ること能はず故に今に於て之を改版するにあらざれば永く之を後世に傳ふること能はざるに至らん是を以て予聊か蛇足を加へ舊名を改題し「菩薩戒落草談」と名けて開版印行する事となしぬ

○日本曹洞宗は高祖承陽大師道元禪師以來所傳の妙旨を在家の男女に授くることは其の第一義なる禪法よりも却て其の戒法に在るを見る其の戒法とは正傳の菩薩大戒にして十六條あり之を佛性心地戒ともいふ或は宗門の「大事因縁」といふ然るに此の戒法を説示したるもの一二之なきにはあらざれど孰れも昔曲調高くして中下の耳に入り難き者なるのみ其耳に入り易く説示したる者は面山禪師の説戒と堅光禪師の童蒙談抄と措て他に求むべからず故に廣く之を弘通するは今の世に於て缺くべからざるの必要に迫り在家化導の好便宜を謀るが爲に之を印行する事とせり

○堅光禪師の説示たる簡にして明なれば此儘にて改版すべしと思ひしかど或は長説を好む者なきにあらざるがゆゑ強てその蛇足を附し以て見啼の紅葉とはなしぬ

○曹洞宗に於て衆生結縁の爲め盛んに授戒會を修行する所以のものは此の十六條の菩薩戒を授くる

因縁

總持 樞仙老衲



凡例

- 本書は本と「菩薩戒童叢談抄」と名け文政年間之を印行したるものなれど疾にその原版を失ひたるものと見え久しく其の新本を見ること能はずされは其の古本たりとも容易に之を見ることが能はず故に今に於て之を改版するにあらざれば永く之を後世に傳ふること能はざるに至らん是を以て手聊か蛇足を加へ舊名を改題し「菩薩戒落草談」と名けて開版印行する事となしぬ
- 日本曹洞宗は高祖承陽大師道元禪師以來所傳の妙旨を在家の男女に授くることは其の第一義なる禪法よりも却て其の戒法に在るを見る其の戒法とは正傳の菩薩大戒にして十六條あり之を佛性心地戒ともいふ或は宗門の一大事因縁ともいふ然るに此の戒法を説示したるもの一二之なきにはわらざれど孰れも皆曲調高くして中下の耳に入り難き者なるのみ其耳に入り易く説示したる者は面山禪師の説戒と堅光禪師の童叢談抄を措て他に求むべからず故に廣く之を弘通するは今の世に於て缺くべからざるの必要に迫り在家化導の好便宜を謀るが爲に之を印行する事とせり
- 堅光禪師の説示たる簡にして明なれば此儘にて改版すべしと思ひしかど或は長説を好む者なきにあらざるがゆゑ強てその蛇足を附し以て兒啼の紅葉とはなしぬ
- 曹洞宗に於て衆生結縁の爲め盛んに授戒會を修行する所以のものは此の十六條の菩薩戒を授くる

にあり授戒會の節戒師より其の戒弟に説示す所のもの固より此の十六條戒を出す此の戒法の趣理を能く耳に聞き心に思ひ身に修して差はざるを受戒入位の佛弟子といふ設ひ授戒の法會に臨むこと能はされども曹洞宗の檀信徒たるからには是非とも此の戒法に依りて安心決定せざるべからず故に之を小冊子となして廣く其の弘通を冀ふにあり

○曹洞宗に於て法名と云はずに戒名と云ふは此の菩薩戒を受けて佛弟子となりたるが故なり或は生前に此の戒法を受けるの因縁熟せず死後に至り曹洞宗に倚りて葬祭を營まんとするには先づ其靈に對ひて此の戒法を受け戒名を與へて未來成佛の因縁を爲す故に曹洞宗の檀信徒に取りては此の菩薩戒ほど大切なるものはあらず然れば設ひ戒師より刑法を授けらるゝの因縁熟せず雖も切ては平素この落草談を拜讀し自誓懺受して其檀信徒たるの名に背かざらんことを要するが爲め之を印行す

○然りと雖も此の十六條戒は曹洞宗の専有なるにはあらず凡そ大乘佛教の佛弟子たる者は必ず此の菩薩心地戒を受けざるべからず設ひ能く佛理を解す雖もこの佛戒を受けざる者は外道にして佛弟子にあらず故に宗の何たるを問はず、此戒に倚らざる者は佛弟子佛信徒にあらずと知るべし

復演者 塔外道見敬識

菩薩戒落草談

故人 寂室堅光禪師講説

塔外道見復演

菩薩戒總談

夫を菩薩戒は佛々祖々嫡々に面禀口授とて。如來より。迦葉尊者。迦葉より阿難尊者。阿難より商那和修尊者と。手から手に傳へ來るゆゑ。戒法を受け血脈を戴くは誠にもこの上もなき有がたき事なり。其戒法とは即ち三歸戒。三聚淨戒。十重禁戒。これ禪門の十六條戒といふ。此の戒法をあらためて受くるといへば。何を其敷事にも。俗家にては成りにくいやうに意得るは。戒法の譯を知らぬもの。然るなり。此の十六條戒は授けずとも。人々持前の戒法ゆゑ。自性戒とも一心戒とも申すなり。此の戒法をはづれては人間界の道筋がたゞぬ程の事。しかれども三世の如來から今日まで授けたり受けたりなされ來られたるゆゑに。正佛戒となり自然と功德が備はりて。その受くると受けざるとのちがいに。正

道となり邪道となるゆゑ。佛戒血脈を受けたる人には護戒神とて。三十六の守護の大神將に無數億の眷屬の神ありて。その人と守りたまふと灌頂經の中に説きたまへり。天竺は佛國ゆゑむかしより國王即位の時。また百官とて臣下の方諸役に召出さる。役付の時はまづ戒法を受くるなり。此戒を受けたるものには。佛菩薩天龍神祇が。大王の身百官の身を守護すと梵網經に説きたまふ。我が本朝にては。御即位の時ハ（今は鬼に角むかしは）叡山の座主を請待ありて十善戒を受けたまふゆゑ。十善の天子とて申し奉るなり。御大名其外すべて人の上に立つ方々。菩薩心慈悲心がなければ下が治まらぬなり。凡そ佛道を修行するには持戒を第一の根本とするなり。戒を持つときはおのづから心が清淨になるゆゑ禪定も智慧も自然と此内より出づるゆゑ。持戒を礎となし。禪定を屋宅となしてよく智慧の造作をなすと（取意の文）梵網經にも仰られ又遺教經にも。我が涅槃の後たまさに。戒法を尊重とたふとみ。珍敷とうや

まひ奉るべし。たとへば暗夜に松炬挑燈をもつが如く。又貧乏の、財寶を得るが如し。是故に戒法さへあれば末世の大導師といふものにて。如來の世にましますと同じ事なり。此戒法がなければ世は黑暗にして。因果應報の理を知らず。畜生木石に異ならずと説かせたまふなり。有がたい事には過去によろしき善根の種子を蒔きしゆゑ。佛法流布の國に生れ。其上如來より嫡々相承の戒法血脈を受くる事は。誠に優曇華よりも希なるべし。然るを同じ佛法の内にて。宗旨によりては末世の凡夫は受戒や坐禪などは中々ならぬ事ゆゑ。かゝる難行よりは易行のをしへについて勤めゆけば。成佛に疑ひあしと。戒法をすて、得手勝手の事を教ふる人おほし。凡そ三世十方の如來に。一佛として受戒せずして正覺を取りたまふほどけなし。又在家の方にて授戒しても。もし破戒すれば地獄に墮つるとあれば。なまじひに戒を受けぬが増しちやと中には意得違があるゆゑ。その譯を瓔珞經に「受戒すれば菩薩の中に入る。これを受けて犯あるは。受けずして犯さるるに勝れり。犯あれども菩薩と名く犯なければ。外道と

名く。菩薩戒は受法ありて捨法なし。犯あれども失はず。未來際を盡す。この佛説のころは。菩薩戒は小乘戒と違ひ。一念の大信心にてありがたい事。受けやうとれもふ心がおこり。受戒すればすなはち菩薩のうちに入て。此次の生には戒行の勝縁にて。果報めでたく人間天上つねに富貴の家に生れ。また其次のつぎと次第に果報すくれて。決定して必得作佛の期にいたるあり。此戒を受けて後或は惡敷友達にすゝめられ。あるひは自から惡心がおこり。種々の罪科をつくるとも一度受戒したるものは懺悔の心がおこる。さんげすれば則ち安樂なりとてまた菩薩戒の光があらはるゝなり。大乘菩薩戒は金を以てつくる器のいくたひも仕替の出来るが如く。破戒しても懺悔すれば。またもとにかへるなり。小乗戒は陶物のごとしとて。焼物の一度破るれば元の器にならざるが如しと如來も御説なされしなり。菩薩戒は仕直しが出来ること。態と破戒するは甚だ不心得の事なり。もし又受けても持たれまいと思ふ人もあるやと思召ゆる。梵網經に「大衆心に諱かに信せよ。汝は是れ當成の佛なり。われは是れ已成のほとけなり

ど。つねに是くの如きの信をなせば。戒品すてに具足す」と仰せられて。此方もは戒法を受けて諸佛の位に入りたるものと心もち身持を大事にすれば。随分持たるゝ事と説たまへり。一切唯心造とて。一念の善心をおこす時は佛なり。一念の惡心を發ひときは凡夫なり。然かれは心のもちやうが肝要あり。戒法を授かり血脈を受くるは。さてく有がたい事と一念信心のおこる時直に佛菩薩の身心があらはれ。釋迦如來と同じ位に至ることを梵網經に「衆生受佛戒。即入諸佛位。位同大覺已。眞是諸佛子」と説きなされて。直に出家のほさつ。在家のほさつと成るなり。其中に男女の隔てはない。人々信心一つとや。その證據には。畜生の龍女も。五逆の提婆も。一念回向とて心は佛菩薩人間畜生等のへたてないと悟れば。かの龍女も變成男子として。同じく無間地獄の罪人なる提婆も。成佛して衆生濟度を致せしなり。あの故に心地戒とはいふなり。復演して云く、今時の人あるひは思はん、戒行戒法なんぞいへることは律僧などの受持にて、禪宗では左のみ之を貴ぶものてはあるまじ、たゞ一筋に工夫觀念をへすれば、それが禪宗の安心なるべ

しど、これ大なる誤まりなり、たゞ一筋に工夫觀念するが如きは、禪宗に限りたることにあら
す、何れの宗教、何れの學問にても、工夫觀念なきものはならず、その工夫觀念かならずしも邪念
妄想なりとは言ふべからず、みな誠意誠心にて物の道理を観察し、或は實驗す、さればとて直にこ
れ佛弟子なり佛法なりとは云ふべからず、佛弟子となり、佛信者となるには、かならず懺悔受戒の
儀式を爲さるべからず、この儀式を爲さずして自から佛弟子なり佛信者なりと云ふは、恰も馴合
の夫婦に異ならず、すでに馴合の夫婦なれば、倫理上より視るも、道徳上より見るも、社會上より
見るも、法律の罪にこそかゝらね、局り人倫を亂したる姦通的のものなり、さるに由て天下晴ての
夫婦となるには必ずすれ、この儀式を踐まざるべからざるが如く、佛弟子となるにも必ず懺悔受戒
の儀式を踐まざるべからず、謂ゆる懺悔は結納の取替はせを爲したるが如きもの、受戒は婚姻の儀
式を爲したるが如きもの血脈授與は戸籍上に於ける公式の入籍を爲したるが如きものならずんばあ
らず、されば處女にもせよ婢養子にもせよ一旦媒妁人より聲のかゝりしとき、ウント我が胸に決心
したるとき早やすでに、嫁と定まり婢養子と定まるが如く、一念懺悔の當處その身のまゝ早や諸
佛の家に嫁し付き、菩薩の相續人と定まるは理の見易き所なり、而して彌く發露懺悔して受戒の儀
式を履行するに及ばば、三世諸佛天神地祇、及び教授師引證師得戒師等の證明によりて登壇し、且

つ血脈を付與せらるゝが如きは、さなから婚禮の儀式に異ならず、さればこの儀式結了の當夜に於
て其家行々の主人となり、家督も亦その手裡に落在したりと云ふことを得べし、其時其家の夫婦が
彼の新夫婦に向ひ、我は是れ今日現在の主人、汝等は是れ他日の主人たるべきものなりと、深く心
に信じて疑はざれば、當家の家督は残らず、汝等の身に具はるぞと説諭するが如きは、正しく是れ
「汝は是れ當成の佛なり、我は是れ已成の佛なりと、當に是くの如きの信を作せば戒品已に具足し
ぬ」と申されし佛語と何の異なる所かこれあらん、而して又その新夫婦か（或は嫁として見るも婢
養子として見るもよし）已に婚禮の儀式を終りたるからには、先方の夫婦（老ひたる）をまことの
親として、自分さまことの子と思ひて神妙に立働く氣になる、これをば佛が亦「衆生佛戒を受くれ
ば即ち諸佛の位に入る、位大覺に同うし已る、眞に是れ諸佛の子なり」とのたまへり、已に婚禮の
當夜主人の資格は定まれども、未だ表面の主人となるに堪えざるがゆゑ、尙ほ五年十年の辛抱を爲
し、而して後いよく家督讓與の段となるが如く、受戒授脈の時、直に諸佛の位に入り已れども、
尙是れ行果滿位の大覺位にあらざれば、且く發心滿位の菩薩たるべきを以て眞に是れ諸佛の子なり
とは申すなり、已に諸佛の子なれば「汝は當成佛」即ち未來成佛の正因を今日此座に於て決定せる
ものなることは疑ひを容れず、これ受戒入位を以て安心立脚の地盤を固むる所以の法式たり、これ

正傳菩薩戒の効力廣大なるものにして、人天小乘戒の遠く及ばざる所なり、豈希有難思議の法ならずやこの故に三寶も證明し申します、神祇も亦其人を擁護せらる、苟くも洞宗の流れを汲むの人は、なにを措きても、まづこの菩薩大戒を受けざるべからず、然らずして世の邪魔外道に歸依するが如きはまことに千生万劫の憾みなりと云ふべし、何故なれば、この魔道に陥り、惡道に墮て長時の苦みを受くべければなり然るに一度受戒の功德により、諸佛の位に入りて、長時永劫人天の美果を結ぶと聞きては、誰か急ぎて受戒せざるべけんや、我宗に戒を以て一大事因縁となすもの亦これがためなり

又此の戒法に大乘と小乗とのわけがあるなり。乗とはくるまなり。車に大小ありて。大いなる車は肥壯多力とて。ちからの勝れたる牛のみこれをはひくなり。小さきくるまの一人乗り二人乗りぐらゐるの車は。羊又は鹿なども平地のところはひくなり。又七八人乗り位の車は。つねの牛よく是をはひくなり。しかれば乗の大はひくもの、力の強さと弱さによるゆる。大乘小乗とわかるゝなり。禪家に授くるところの戒法は。大乘の十六條戒にて。之を根本戒とも。ほさつ戒ともいふ。それを俗家で心得違ひして。小乗律の五戒八齋戒。十善戒二百五十戒の比丘

じや。あるひは常持齋ををるなど、數の多少を見て禪戒の十六條戒はあらまじなもの。律僧の戒法は微細な修行じやなど、おもへども。その心得が格別にて。菩薩の十六條戒は一切戒の根本にして。大小乘八万四千一切の戒法をみなこのうちに備はりて。こまかに別るに及ばず。すべて五戒八戒十善戒等も。持ちやう心のもちやうにて大乘戒となるなり。しかれば大乘小乗はたもつ人にあつて戒法には勝劣あることなし。たとへば水を天人は瑠璃と見。人間は水と見。魚の類は宮殿と見。餓鬼は猛火と視るが如し。小乗の聲聞戒は自求涅槃とて。その身一人の爲にして濟度衆生の慈悲心を欠くゆる。其戒法も盡形壽といふて。生涯の中ばかりよて。未來際を盡すに到らず。ゆるに大般若經にも。二乗の善根は螢火のととし。たゞ自身をてらすのみ。大乘の善根はなほ日光の山河國土を照すが如しと説玉へり。みづからの罪過を恐れて受戒するは小乗なり。慈悲心をもつて受戒するは大乘なり。その慈悲心といふはこの受戒の功德を以て地獄餓鬼畜生等の一切の衆生に及じたいとれもふ心をいふなり。此心を菩提心とも佛心とも

菩薩心とも云ふ。受戒する人この譯を能々心得てすれば。誠に廣大慈悲の功德がそなはるなり。其慈悲心の光明は。如來もその功德を説つくしがたきがゆる。光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨と仰せられ。其慈悲心がすなはち諸佛の心なるゆる。念佛の衆生とはいふなり

復演して云く、念佛の衆生とあれば直に淨土眞宗の信徒のやうに思ふ人もあるべけれど、夫れは日本での見習ひ聞き濟と申すものなり、彼の無量壽佛は何にも淨土眞宗の持切といふ譯のものでなく、禪宗に縁の遠い佛様といふ譯もなきゆる、設ひ念佛とあればとて、是は他宗他門の事と思ふべからず、この處に引れたるお經の文は觀無量壽經にて、其慈悲心がすなはち諸佛の心ぞと申されたるも亦同經の心なり、その故はすぐその御文句の次に無量壽如來の御事をば「ろの光明相好および化佛は具さに説くべからず、但當に憶想し、心眼をして見せしむべし、此事を見る者は即ち十方一切の諸佛を見たてまつる、諸佛を見たてまつるを以ての故に念佛三昧と名く、此觀を作すをば、一切の佛身を觀すと名く、佛身を觀するを以ての故に、亦佛心を見たてまつる、佛心といふは大慈悲是なり」とのたまへり、佛の御身は肉眼もて見たてまつることを得べからざるゆる心眼とのたま

へり、心眼とは亦大智慧光明の義にて、念佛三昧といふは光明三昧といふとなるにより、其光明は十方法界三途六道迄も、偏くも感す所なく照すと有ければ、其光りに照さるゝを無縁の慈悲とは申すなり、故に梵網戒經には、一戒光明とも、戒光は青黄赤白に非ずとも、慈悲心孝順心とも説かせられたり、されは今戒弟の面々も常に三世諸佛を稱念するが故に念佛の衆生とぞ申すべきなり此戒をうくるには因縁がなければ中々受られぬ事ゆる。法華經にも。佛法には値がたし。時もまた遇がたし。たゞ宿福深厚とて。むかし善因縁の深きもの。うまれて逢と説たまひて貴賤貧富老若男女によらず。宿世より。因縁ある人が善果を引て受戒したい。血脈を受たいといふ。菩提心の信がおこるなり。中々一朝一旦の事にてはあらず。戒の因縁なき人は親子兄弟にても受る心がおこらぬ。又うけやうとおもう信心がおこりても。不時に病氣。又は障りなどか出來てならぬものがあるは。みな宿世の因縁により侍るなり。しかあるを何の障もなく受戒し。又は血脈を授かるは。誠に有がたき大因縁なり。熟この娑婆世界の形勢をかながへ見るに。何程官位俸祿富貴榮華を極めて。此上なきと楽しんで。五

十年か七十年百まで活るものは稀にて。みなく生ある者は死ぬるなり。その死ゆく時は。たゞ經帷子一枚。六道錢と珠數一連のみ妻子珍寶及王位。臨命終時不隨者として。位高き方々にても。一人もつきしたがあふ者もなく。金銀財寶もみな他の物となり何でも持ゆくことはならぬ。平生馴れ睦まじき妻子眷屬も。息を引切るとれそろしがりて側へもよりつかぬあり。これが此世の淺猿さゆゑに。これを有爲の寶とはいふなり。現在生きて居る間ばかりの事で。さつはり役に立ぬなり。たゞ一生の善惡の業因ばかり引をふて。極樂と地獄との踏違ひとなるゆゑに(高祖大師の御詠におろかなる心ひとつの行末を六ツのみちとや人のふむらむ。とぞ)但戒と施とおよび衆の善根。今世後世に伴侶となると大集經にも説たまへり。

しかるに宿善によりて血脈をうけ。又は受戒をする無爲實相の(金銀財寶は有爲の寶にして此世限りに無くなるものなれども。受戒血脈は未來永劫の功德善根となるが故に無爲實相とは申すなり。無くなる者はみな假相不實のものな

りど心得べきなり)功德は生々世々佛果菩提の手形を握るなり。かゝる大切の戒法を受れば則ち在家の菩薩の位なれば。もつはら菩提心を發すべき事肝要なり。菩提心をわてすとといふは。自未得度先度他として。手前はいたたいたらすと。先づ他を濟度せんと心にふかく誓ひをなすべし。これを弘誓のふねとも菩提心とも申すなり。たとひ其形は賤しくとも。この心をおこすときはすでに一切衆生の導師となるなり。たとへば國王の嫡子に生るゝ時も。幼少にてもみなく及ぶもの無きがごとし。もし菩提心を發すときは出世無上の法王の嫡子にして。聲聞緣覺。天上人間。そのほか天魔外道みなく此人に及ぶものなし。又人にもいのちしてか菩提心を發さしめ。いかしてか佛道に引入んとひまなく三業のいとなむべきなり「三業とは身と口と意とこの三ツの業といふ事なり。身に善事を行ひ口に善法を説き。心に善心を生ずるをいふなり」徒らに世間五欲(金錢と色情と美食と名譽と睡眠となり)の樂をあたるをば利益衆生といふにあらず。又心得ちがひにて。若き時は二度なしとて。大切な父

母より生みつけられたるからだを放埒にもち崩し。あたらず月日をうか〜と暮し。財寶そのほかの物を費し。其身にも人の嫌ふ病なごうくる事不忠不孝これより大いなるはなし。此ほたい心の初めより究竟の佛果にいたるまで。つひに退轉あるよしなし。佛菩薩は此の菩提心を手足とも。命根とも爲し玉ふなり。永平開山道元禪師も「草の庵に立ても居ても願ふことわれよりさきに人を渡さん」と詠じ玉ふも此こゝろなり。一人を勧めて授戒さすれば八万四千の塔を造るに勝る。況んや三人五人乃至數百人をやと校量功德經なりひに本業經に説玉へり。一人を教へ勸むる功德さへそれなれば。まさしく信心ありて受戒するの功德。その廣大なる。中々言語の及ぶところにあらずるなり

復演して云く、此段は頗ぶる正法眼藏發菩提心の祖意を汲み取りて受戒發心の功德を勸めたまへり發菩提心に云く菩提心をおこすといふは、己れいまだ度らざることに一切衆生を度さんと發願しとなむなり、その形いやしといふども、この心を發せばすでに一切衆生の導師なり」と、又云く「この發菩提心おほくは南閻浮の人身に發心すへきなり、(中略)菩提心をおこしてのち三阿僧祇劫一百大劫修行す、あるひは無量劫おこなひて佛になる、あるひは無量劫おこなひて衆生をさきにわたし

てみつからは終にはどけにならず、たゞし衆生をわたし衆生を利益するもあり、菩薩の意樂にしたがふおほよそ菩提心はいかして一切衆生をして菩提心をおこさしめ、佛道に引導せまじとひまなく三業にいとなむなり、いたづらに世間の欲樂をあたふるを利益衆生とするにはあらず、この發心の修證、はるかに迷悟の邊表を超越せり、三界に勝出し、一切に拔群せり、なほ聲聞辟支佛のおよぶどころにあらず」と又云く「衆生を利益すといふは衆生をして自未得度先度他のこゝろをおこさしむるなり自未得度先度他の心をおこせるちからによりて、われ佛にならんと思ふべからず、たとひ佛になるへき功德熟して圓滿すべしといふども、尙めぐらして衆生の成佛得道に回向するなり」云々、此等の祖意は全く菩薩行の心持にて、聲聞や緣覺の心持と大いに異なるの點あることを會得すべきなり、おほよそ高祖大師生涯の御化益を考ふるに悉く菩薩の大願行持にあらざるはなし、故にその正傳大戒といふも菩薩の十六條戒にして聲聞の二百五十戒にはあらず、こゝをもて昔しより佛祖正傳菩薩大戒とは申すなり、然るにあるひは衆生佛戒を受けは諸佛の位に入ると云ひ、佛戒は宗門の一大事因縁なりとあるからに、佛戒と菩薩戒とは別なるものにはあらずるかと疑を起す人もあるべけれども、さる譯にはあらず、全く同一の戒法にて其實は菩薩戒なりと知るべし、そのこれを佛戒といふは、佛の説き示したまひし菩薩戒にして、この戒法はまさしく佛に成らるゝ直往の教

へなるがゆゑに佛戒とは申したるものなり、さて又諸佛の位に入ると云ひ、位大覺に同うし已るといへる文句を見て、受戒だにすれば最早此佛の佛にて釋尊および十方三世の諸佛と少しも異なることなしと思へる者もあるべけれど、そは大なる心得ちがひなり、又一超直入如來地と云ひ、直指人心見性成佛と云ひ、初發心時便成正覺と云ひ、または心作佛是心是佛と云ひ、即心是佛即心即佛と云ひ、衆生本來成佛などいへることは、皆菩薩の因位に於て唱へける言葉なることを辨へずして因位即ち果上なりと誤るもの無きにしもあらず、故に位同大覺といふは、まさしく菩薩の因位なりと知るべし、因位なるが故に諸佛の子なりと云ふ、本文にもありしが如く、この菩薩の初發心は帝王の家に生れたる太子の如きものなれば、その誕生のとき未だ即位の帝王とは申されまじきなれども、其身其儘の位同帝王なりと申さるゝなり、さすれば華嚴經に初發心時便成正覺といへるを譬喩に申し替ゆれば、初誕生時便成帝王と申し得らるゝなり、これは一國の上にて登たることなるが、これを一家の總領に喩ふれば、初生男子便成主人とも申し得らるゝなり、これ固より因中説果の言辭なること明かなるをや、これをもし天台の教判にわたはめたるならば、圓教の初信もしくは初住にあたるなり、

これを永平高祖の金言にて證據立てんに曰く(發菩提心の卷) 禪苑清規一百二十問云、發悟菩提心否

あきらかに知るべし佛祖の學道かならず菩提心を發悟せりと云ふこと、これすなはち佛祖の常法なり、發悟すといふは曉了なり、これ大覺にはあらず、たとひ十地を頓證せるもなほこれ菩薩なり、西天二十八祖、唐土六祖等、および諸大祖師はこれ菩薩なり、はどけにあらず、聲聞辟支佛等にあらず、いまの世にある參學のどもがら、菩薩なり聲聞にあらずといふこと明らか知れるもがら一人もなし、たゞみだりに初僧初子と自稱して、その眞實を知らざるによりて、みだりかはしくせり云々と、それ此くの如きのお示しあるが故に、永平門下に於ては、三國傳燈祖師菩薩といふ、この菩薩中にはおのつから高下の差別あることを知るへし、祖師すでに菩薩なれば、その流れを汲むもの、出家在家を問はず、皆是れ初發心の菩薩たることを鏡に懸けて見るよりも尙明らかなることなり、何をもちか此身此儘釋迦牟尼佛に齊しきはどけなりとや申さるべき、嗚呼、毫釐も差あれば天地懸かに隔たる、曹洞宗の宗義を聽聞するもの、よく此旨を諦了めざれば、知らず識らず天然の外道に陥り、又は天魔の眷屬となりて、折角と受戒入位の功德も、あるは徒勞に終ることなしといふべからず、何となれば元來それ心地戒なるがゆゑ、一念迷へば魔界に入り、一念悟れば佛界に入るが故なり、豈深く鑑みざるべけんや

戒法を受くるには先づ無始劫來とて、此生もそのさきの生も又そのさきの生

も。いく千萬億の數も。限りも知れぬ生々世々の罪過を懺悔して。身も心も清淨にして受くべきなり。たとへば衣裳などの垢づきよごれたるを。灰汁を以てよく洗ふときは。元の白地とあるなり。其あらひ上げたるきぬを藍につくれば。染色のうるはしく附くが如し。昔しより造るところの三毒五欲の種々の罪過の垢を。業障懺悔の心の水にて洗ひ淨むれば。直に白淨無垢の白地となるを。佛祖の正傳し玉ふ菩薩戒の藍に染むきは。たちまち諸佛同等の色を受くること有りがたきにあらずや。戒は重授を貴むとて。幾度も受くれば。受くるほど果報のすぐる事。藍のいく入にても染むるは色を増ひが如し。懺悔の懺の字は來を懺といふて。此の後は誓つて惡き事をば致すまじといふ意なり。悔の字は往を悔るといふて。因果の理をわきまへずして。是まで惡事惡心等を作せし事。罪業恐ろしき事と。手まへを深く耻入る心なり。又懺悔に事理の二品の譯あり。理の懺悔とは。善知識の惡不善罪業のよとを説き示すを聞てふかく心に畏れ。一切の業障は妄想より生ず。妄想より生ずるが故に。自性と俱に空なり。

り。實相智慧の朝日を以て。衆罪の霜露を消滅するをいふ。事の懺悔とは。發心してあらゆる一切の衆生のために。一切の三寶を敬禮し。又は七日夜。三世の三千佛を禮拜し。身心ともにつとめて精進するをいふあり。○華嚴經行願品の懺悔の文に、我昔所造諸惡業とは。われむかしより造るところの諸の惡きわざは。皆由無始貪瞋痴とてみな無始のいつをはじめとも知らぬ過去遠々のときより。貪欲と。瞋恚と愚痴との三毒によつてつくるとなり。從身口意之所生とは。殺生偷盜邪淫の身の三つと。綺語惡口兩舌妄語の口の四つと。貪欲瞋恚邪見の意の三つとによりて生ずるとなり。一切我今皆懺悔とは。上のとき三毒十惡のつみとがわれ今みな發露懺悔するとなり。三業相應とて口には懺悔の文をとなへ。身には合掌と手を合せ。意にはふかく罪過をわけて一心に懺悔する時は。妙不思議の佛智力と。一心懺悔の誓願力と共に冥合して。いかなるつみとがにても。朝日に霜の消ゆるがごとく。忽ちほろび失せて。大清淨の身心となるなり。

菩薩十六條戒

次に十六條の戒相を述べし。梵網經に釋迦牟尼佛菩提樹の下にて成佛まじく
 て初めに菩薩の波羅提木叉を結して、父母師僧三寶に孝順せしむ。孝順は至道
 の法なり。孝を名けて戒とすとの玉へり。孝敬と孝がひ敬ひ。順奉と順らぎ奉は
 るをいふ。孝は百行の本にして。この戒の通軌なれば。努力て任持とたもつへま
 なり(波羅提木叉とは天竺の詞なり。此方のまとはは別解脱といふ事な
 り。殺生戒をうくれは殺生の罪をまぬかるゝゆる別に解脱すといふなり)
 初めに三歸戒

三歸とは佛と法と僧と。此三寶に歸依するといふ事なり。此佛法僧を何ゆゑに
 三つの寶と名くるなれば。世間にては金銀を寶として上 天子將軍より。下乞
 食非人に至るまで同く寶とするが如く。金銀さへあれば。いかやうの苦患なる
 事も免かれ。いかやうな成がたい事でも成就するは寶の徳なり。金は何はさ
 たなき淤泥の中にもありても色を損せず。火に入れば火にあふほどあざやかにな
 るなり

佛法僧の三寶もその通りにて。無量の善根功德をなはりて。欲垢煩惱のさぶに
 入れても。其の穢れに染ず。三毒五欲の火に焼ても。いよくあざやかになるゆ
 ゑ。開祖道元禪師も。佛法僧に歸依する時諸佛の大戒を獲ると稱すとの給へり。
 もとよりこの三寶は。人々具足個々圓成とて。佛菩薩人間は勿論畜生虫豸までも
 そなはりて。佛菩薩に有ても大ならず。凡夫虫豸に有ても小ならず此故に。華嚴
 經に三界とは一心なり。心のほかに別法なし。心と佛と衆生と。此三ツとも隔
 てなく。佛はさつ同じと説かせられたり。然れば其佛と同一どころのものが。
 何ゆゑに凡夫畜生虫豸と生りさがるをなれば。一念の無明をれこして我といふ
 ものをこしらゆるゆゑ。我があれば我所とて。それに對する妄法が出来て。自然
 と五塵六欲種々の煩惱の障をこしらへ。つひに明らかなること佛と同じき心の
 鏡の光を蔽ひかくすゆゑ。據なく凡夫となるなり。凡夫となるといへども。一念
 回光すれば。本得に同じといふて。扱く有がたいといふて信心を發して三歸
 を受け。又は唱ふれば直に元の光りがあらはるゝなり○むかし悪人ありて一切

の悪行なすとすといふことなむ。其妻は信善の生得なるゆゑ。數々これを諫むれども聞入れず。却て悪事を増長するゆゑ。今はせんかたなく。夫の墮獄の苦をかなしみ。一つのはかりことをおもひ出ていふやう。ふかき宿世の縁にして歲月をひまららすことの嬉しさは。云ふばかりなれども。わらはが申す事。何事も御心にあらはず。さこそいふせくおぼすらめなれば。身のいとまを給はるか。さなくは毎夜わらはが。臥房に入りたまふ時かねを打へし。その音を聞くとき南無佛ととなへ來り給ふべし。此二ことのうちいづれにても聞かまはしとありければ。其夫つくづく考へいふやう。暇とらするよりは。南無佛といふこそ心やすけれ。かねさへ鳴らば。幾度にても唱ふべしと。妻大によろこび。それより鉦を相圖に南無佛と唱ふること口癖になりてくらせしに。其夫いさゝか心地なやみて。つひにむなしくなりぬ。胸もとすこし温のなるゆゑ。其まゝにておまけるに。三日を経て。蘇生り。その妻を禮拜していひけるは。われすでに。死しけるに。怖しき獄卒ども我を火のくるまにのせ。閻王の廳に引する。善惡それく

調べ玉ふに。極重悪人なれば無間獄に墮せしむべしと。その時情けなくわれを引たて。聞も怖しき鐵城の猛火のうちに投こみけるに。いかゞしたりけん。獄卒の鐵棒鏝にあたりて聲を出すに。平生の口ぐせにて覺えず大聲に南無佛と唱へけるに。不思議や。只今まで炎々たる大火坑たちまち清涼の池と變じ。八功德の水に青蓮華生ひ出で。獄卒數多の罪人のこらす生天の果を獲たり

斯く有難き奇瑞の折から。無量の諸佛我を摩頂しての玉はく。いまだ命數盡されば。娑婆に還りて妻の恩を報じ。又諸人にもあまねく三賢の功德を知らすべしとの玉ひけると語りけるに。夫妻いよく精進して。ともに上天の果報を得しとかや。

又如來御在世の時。南天竺の波斯國に。五戒をたもち三歸をうけし信心の男あり如來の功德の廣大なる事を聞て。何卒人天集會の座につらなり。有がたき御法を聽聞せんと。はるはる數千里險難の山川を越けるに。ある日渺々と廣き原をすぐるに。日ぐれになれども宿るべき人家も見えず。殊に虎狼などの跡ばかりあり

て。すてきこと限りなく。たゞはどけを掲仰し奉るを力にたゞりゆく。一ツ屋
 あり。火の光りあるを見て嬉しくおもひ。其家にいたるに。年のころ廿三歳は
 かりの美しき婦人火にあたり居るに。その男しかくの事にて道にまよひ日
 くらせり。一夜の屋を乞ふといふに。婦人いたく。心やすき事にて御屋を
 貸し度侍れども。わらはが夫は。人を喰ふ鬼にて今にもつれ合歸りなほ。御身の
 命なかるべし。これより二里ほよによき人里あるなれば。それまで御越し然ら
 といふに。此男われらは佛弟子にて守護の神たち付添ひ玉へば。如何なる鬼も指
 さすことなし。ひらに一夜を明さしてよといへば。御心にまかすべしとて。屋を
 しけるに。婦人のいふやう。わらはも人間にて是より千里六丁一里なるべし。わ
 きの者なるが。此家の鬼にさらはれて。此のところうき歳月を送りぬ。あはれ
 君のてどき。うるはしき方にそひまいらせは。いか許りか嬉しかるべきとかき
 くぞくにぞ。男も年わかければ。婦人の婀娜なる容儀に愛て。然らば如來の御も
 とにゆくことを止めて。三歸五戒も佛にかへし奉りて。國元につれかへるべし

と。互ひにあた心になりければ。忽ち亭主の鬼入り来るゆゑ。其男を大桶の中
 忍ばせおき。今日は何ゆゑ御歸り遅かりしやといふに。今日は仕合あしく。人
 人も取えず。其上其方が佛弟子に宿かしけるゆゑ。三歸戒守護の神たち此家を守
 るゆゑ。四方十里のうちには。われらが如き者は寄り附く事ならずありしに。色
 にめで、佛戒をかへす心出来しゆゑ。守護の神達見はなして去り玉ふゆゑ。われ
 かへる事を得たり。大きに飢ければ。速かに宿めし男を出すべしと。隠れし男も
 婦人も誠に恐れける。其時婦人のいふやう。三歸五戒とはいかなる事にて。神々
 も守り玉ふや。わが夫も知り玉ふらん。唱へ聞かせ玉はゞとめし旅人を出すへ
 といふに。さらはどなへ聞すべしとて。此の鬼南無歸依佛と唱ふるに。婦人も
 隠れし人も。南無歸依佛とうけてとなへ。歸依法僧も残らず鬼の口まねをして
 受け唱へけるに。此鬼のいふやう。三歸戒を守りの神達。又々來り玉ふとて怖れ
 おのゝき逃げ失せけり。兩人ともに三法の威力廣大なること心肝に徹して有が
 たく。ともに祇園精舎にまへり。見佛聞法して。いよく信心を増し。五戒の佛弟

子となり。國にかへりて。子孫ますく榮へけると戒消災經に説玉へり。かゝる悪人にて殊に假初に南無佛と唱ふるすら。無間の獄苦をのがれ。殊勝の果報を感じ。又三歸をうけし優婆塞は。羅刹の妻なる婦人に愛て信心を失ひしも。鬼の授くる三歸戒を受るだに。婦人も共に羅刹の難をまぬかれたり。况や誠信にて三寶に歸依するの果をや。すべて戒を受けたるものには。守護の神々晝夜に付き添ひて。もろくの障りを除き。一切の福德をあたへたまふと佛經のうち。處處に説きおきたまへり。又自誓懺受として衆生濟度の心願をおこし。日々なへて回向すれば。先祖をはじめ一切の衆生皆その功德をかうむり。其身はますく佛神の加護に逢ひ奉り。現世は福祿壽命を増し。來世は決定して勝妙の果報をうくることうたかひなし

又懐胎の女人三歸戒を受けば。その胎内の子。利根發明にして無病息災なりと阿含經に説たまへり(三寶に一鉢現前住持の三種の徳をそなへあれども。文の繁きゆゑ。こゝに略するなり)

復演して云く、以上は畧して三歸の功德を述べられしが、之を廣く説くときは限りあるべからず、さて十六條戒の中に五戒の名目なきに、五戒の功德を説き明されしは、如何なるものなるかと疑ひをおこす人もあらんかなれど、三聚十重の中には、一切の戒品をそなはずといふことなし、蓋し三歸と五戒とは在家の男女が佛弟子となるに、必ず受けねばならぬところのものなり、この三歸五戒を受けざるものは佛弟子の資格なきものと知らざるべからず、佛弟子となりたるの資格は、まさしくこの三歸五戒を受けたる者のみにそなはれり、故に未だ三歸五戒を受けずして、我は佛弟子なり佛信徒なりといふは、その處りあることなし、是を以て我宗にては古來より専ら授戒を勸め、授戒會を啓建して在家成佛の結縁を貴ぶ事となり居りぬ、然かのみならず、一席の法話説教を爲す折柄も、必ずまづ懺悔の文を唱へしめ、次に三歸戒を授受せしむるの習ひとなり居りぬ、然るに未だ三歸授受の功德を知らぬもの疑ひをおこして思へらく、一度授受すれば、それにて宜しかるべきに、左はなくして何度となく授戒するが如きは餘計のことなるべしと、そは白地の衣を藍に染るたどへにて一應は了解せられたるなるべしといへども、更に蛇足を加へん

凡る人の食物に三種あり、そは段食と觸食と思食となり、段食とは形段ありて分々段々なる五穀野菜肉類のおどき、總じて口より飲み食ひする所のものたり、觸食とは人の五官(耳目鼻舌皮膚)

に觸れて適悦するどころのものは、すべてその食となるものなり、思食はその意の爲めに食となるものにて、學問藝能及び宗教道徳なるものは、みなその食となりて、その思想を豊富ならしむ、之を身口意の三食とす、身口は有形のものなるがゆゑ、物質の有形なるものを以て之を養ひ、意識は無形のものなるがゆゑ、教學の無形なるものを以て之を養ふが故に、身心を任持し、其活力を得て世に生存するものなりとす、身口にして食なければ必ず死せざるを得ず、食われども乏しければ、身軀瘦せ氣力衰ふ、意識にして食なければ必ず死せざるを得ず、意識の死とは人類普通の知覺なきものを云ふ、知覺われどもその乏しきものを狂愚といふ、その知覺に富めるものを智人賢者といふ、その知覺をして豊富ならしむるには、必ず教學の食を以て養はざるべからず、故に智を養ふには學問を以てし、徳を養ふには教法を以てす、然るに依て良智を得んとするには、よき學問の種類を撰まざるべからず、善徳を得んとするには、よき教法を撰まざるべからず、譬へば食物の精麁に依て身軀の強弱あるが如し、同じ教法の中にも多くの種類ありて優劣異なりといへども、佛教の如きは、よく吾人の意識に適したるものにて、他に幾種の教法あるも吾人の好まざる所なり、蓋し麁食ふ虫もいろ／＼にて、吾人には鹿食と思へども、人によりては美食と思ひ居るぞ可笑き

既に教法も人生に取りて一種缺くべからざるの食物なりければ、段觸食の一日も身軀に缺くべから

ざるが如く、教法の思食も亦一日たりども人生に缺くべからざるものなりとす、人は身口の飲食物のみにて世に生存せらるゝものにあらざ、若し飲食物のみにて世に生存せらるゝものなりとせば、彼の禽獸と何の異なる所かこれあらん、そが證據には彼の惡人なるものは必ず教法の思食を失ひたるものにて、その欲する所のものは、只口身の飲食物即ち衣食住のみなるにあらすや、見よ彼の五戒なるものは、人生に於て一日も缺くべからざるものならずや、この常食を失するものがまさしく禽獸の群に入るものなりと知るべし

人間として必ずこの常食なきにあらざれども、貧なるものはこの鹿食を喫して暫くその生活をなせども、人にして貧窮なるは苦しさものはなかるべし、釋尊はこの無福の衆生に三歸五戒の法寶をあたへ、その法味に飽滿して豊かなる生活を爲さしめんとし、受戒は度を累ぬるほど功德善根を増長すること申すまでもなきことなり、功德善根増長すれば三惡の貧里に彷徨せずして、生々世々人天の勝果を得、歡樂自在の境界となるれば、これほど福徳廣大なることはなかるべし

さて又三歸を受けたるものには、三寶に各三種の守護神ありて其人を衛るとは七佛經の説なり、又三十六部の善神萬億河沙の鬼神を眷屬と爲し、三歸を受けたる男女を守護するとは、灌頂經の

佛説なり、又五戒を受けたる者には一戒に五神つゝ五々二十五神ありて其人を守護するとは矢張七佛經の佛説なれば、前の因縁に惡鬼が怖れ走りたりとあるも亦ふかく信すべきことなり

次に三聚淨戒

此三聚戒を一切戒の根本なりと瓔珞經に説せられ。菩薩の十重戒四十八輕戒。比丘の二百五十戒。比丘尼の五百戒。在家の五戒。八關齋戒。十善戒其外三千の威儀。八萬の細行。あらゆる掟をすべて此三つのうちに攝聚るゆゑに名くるなり

第一攝律儀戒

この戒は諸惡莫作とて。十惡業等の一切の惡事すべて道に背く所有不善の事。誓つて止めやうと要期しつとめべきなりたどへは殺生戒を持てば殺生の一惡が止むなり。偷盜邪淫等すべて是れに準するなり。次第に修行すれば佛の斷德を成就して。清淨法身を得るなり

復演して云く、惡いへは身口意の三惡業に過ぎぬ、此の三惡を區別すれば、十惡業と成るなり、佛道修行とて別のことはなく、たゞ此の十惡業を離れんと心懸くることなり離るゝとて一ツの物を二ツにするといふのばなく、たゞ止むるへすれば十善となる、十善とて別に外より求むるといふ

のてはなく、十惡をさへ離るれば、其身に備はつて在る所の十善があらはるゝなり、その謂ゆる斷德といふは十惡を離れて十善の德があらはれたるなり、斷とは無始劫來よりこの身と口と意との三ツに結びつけられし煩惱業障の繩を斷ちきりて、自由自在の境界となることなり、その煩惱業障とは、貪慾と瞋恚と愚癡となり、これさへ斷滅すれば清淨無垢の本體と成る、德とは得なりとも申し、固より其身に備はつて在る所の本體のことなり、此の本體は無形なものじやとの解釋もあるけれど、さうではなく此の身口意が直にこの本體なるがゆゑ、十惡さへ斷滅すれば、清淨無垢の本體はコロリ現成といふものなり、法身とは法性身といふことにて、これに付ても有相であるとか無相であるとか、教相の上にては八釜敷い解釋もあるけれど、そんな六ヶ敷いことを覺ゆるには及ばぬ、このコロリ現成した清淨無垢の本體が取りも直さず法身の暖皮肉なり、法身は虚空のやうなり、あれは直に無形無相のものと思ふべけれど、左様な譯のものではなし、虚空といふは清淨の義なり、故に本身のあらはれて清淨無垢なるを虚空のやうな譬へたものなり、併し又無垢清淨といへば、その言語につき廻りて塵垢穢染なきことかと思ふならんかなれども、さうではなし、塵垢穢染は釋迦如來の御身にもある、菩薩羅漢の御身にもある、遠層大師や永平祖師の御身にもある、木佛壽像ならばイサ知らず、假初にも血肉ある身にして塵垢穢染のなきものはなし、又法身は周遍

法界とあれはとて、漢を注ぐたる虚空を見たやうなことにあらず、一切の悪不善を離れて見れば、此五尺の身軀が直に宇宙法界と同時となる、同時なるが故に周遍法界とは申したるものなり、五尺の身軀と周遍法界と大小の謂ひにはあらずソコで如何にあらんか是れ自身の盧遮那と問ふものあらばこの血肉身を指して四大五蘊是れなりと答ふるも敢て過分なるにはあらず、若し身心脱落すれば、此の肉身が直に法性法爾の本身とあらはるゝなり

祖師の門下には現身說法の話とて一ツの問題あり、それは如何にといふに「父を殺し母を殺し、後に本身を現じて爲に說法す」といふに在り、拙者も小僧にてありしときは、斯様な問題を出されて、その解釋に困み、餘はど頭腦を痛めたこともある、その痛めたのは、言句に附廻つたからのことなり、若し文字の如くに解したならば、飛でもなきことになる、ソコで何かの中には妙味があるならんとは思へども、その言句葛藤を截断することが出来ぬものじやから之を獨參とか唱へて潜かに知識を問ふて見る、ところが知識も意地がわるいから（併し善くいへば慈悲が深いからでも申さるべし）中々本統の事を教へては呉れぬ、ソコで學人は益々迷ふ、けれど斯様なことに骨折をさせるのは看話禪の流義にて、我が永平門下に於ては三文の價直もなし故に拙者などの考へにては、初心の者を捕まへ、斯様な文句を授けて意地め散らかすのは、お慈悲どころのことではなく、却て罪

を造るの因縁なりと思ふなり

ろの父とは無明のことよ、その母とは恩愛のことよ、無明の父が因と成り、恩愛の母が縁と成り、この因縁和合の力に由りて十惡業を生じ凡夫と成り來りたるは今日我等の境界なり、ソコで自から我は實に極重罪業の凡夫にして情けないものじやと氣がつき、凡夫も悟れば佛と成り、迷ひも轉すれば悟りとなる、然かのみならず、儘かに發心受戒すれば、この肉身を轉せしめて直に諸佛大覺の仲間入りが出来るとは、なんと有り難いことであらうかと、一念懺悔の心が發れば、衆罪は霜露の如く、懺悔の慧日に照され、消失せて更に迹形もなくなれば、それが即ち父を殺し母を殺したといふものよ、この父母を殺さなければ、清淨毘盧遮那の本身は現はれぬ、已に父母を殺して見れば、此身此儘が本地の法身なり、永平高祖が、身心自然に脱落して本來の面目現前すと仰せられたのも、亦此意に外ならず、この本身が脱體現前すれば、三業說法とて、身の行住坐臥も說法と成り來る、平生の言語談笑も亦說法と成り來る、意の思量分別も亦說法と成り來る、身口意一々法度に合し來れば、設ひ無明恩愛の我が心内に發り來るも、爲に降伏せられて、菩提涅槃と成り來る「田の草を採つて押し込む肥し哉」○法華經の心を知らば世の中の、賣買入聲も法を説くなり」とある如く、資生産業も亦正法に順じ來る、設ひ說法談議の講座に登らすとも、在家は在家のまゝ、出家は出家の

まゝ、其の行ひを見て人が感服し、其の言ふことを聞いて人が信用し、あの仁は心の奇麗なツツパ
 リした人じやと譽めらるゝやうなれば、即ち他受用身といふものにて、現身說法といふものよ
 ソコで斷徳法身などと云へば、千万億生の未來でなければ得られぬやうに思ふて居る人もあるべ
 れど、うれでは慈悲即寂光淨土といふことが虚言とならねばならぬ、即身成佛といふことも、即
 心是佛といふことも夢のやうな話しと成り去る、左にはあらず、懺悔滅罪受戒入位と信する身の上
 が直に一分の斷徳法身といふものよ、我等は何の幸ひを受け難き人身を受け、値ひ難き佛法に遇ひ、
 殊に法統正しき佛祖正傳の大戒を稟受して一分の斷徳法身を獲得したりとは、彌々増々精神堅固に
 して萬徳圓滿の清淨法身を成就せんものと盡未來際にかけて發願すべきなり

第二攝善法戒

此戒は衆善奉行とて、ちかつて一切の善法をつとめおこなふべしと要期する事
 なり。君父に忠孝を竭し、信義を以て人に交はり、仁惠を施し、よくそれ／＼の道
 をまもり、あらゆる法門を積みあつめ、次第に修行すれば、佛の智慧を成就して
 光明赫奕なる圓滿報身を獲るなり
 復演して云く、身口意みな善となれば、十善おのつから其身にあらはる、尤も止善行善とて、十惡

業を止めさへすれば其のまゝが善なるには相違なけれども、尙ほ進んで善事を行するのが行善とい
 ふものなり、なせこの止善行善の二法を設けたものなるかといふに、譬へば此に一人の大病人があ
 ると假定せよ、病人があれは必ず醫者がなくてはならぬ、醫者があれは必ず良薬がなくてはならぬ
 ろの醫者が良薬を興へて其の病ひを療するが如きは、諸惡莫作と教へたまひし攝律儀戒なり、攝律
 儀戒の法藥を服して無明煩惱の難病が去り、本來の無病に復し、斷徳法身のあらはれたは何よりの
 幸ひなれども、其身其儘にては、未だ本復といふ譯に行かぬゆゑ、彼の良醫が劇藥の外に滋養劑を
 興へ、滋養品を勧むるが如く、三學六度八万無數の滋養品を集めて此の身口意を養ひ補うがゆゑ、
 遂に圓滿莊嚴の報身を成就し得るなり、故に衆善奉行は攝善法戒に當りぬ、人は惡事を働かぬばか
 りで善人といふ譯ではなく、勤めて善事を行すが故に大善人とは名くるなり、ソコで止善といふ
 は丸裸になつて洗湯に入るが如きもの、行善は洗湯より揚りて更に衣服を着するが如きもの、設ひ
 無垢清淨の身躰となりたればとて、其身を莊嚴する衣服がなくては貧窮無福の人に異ならず、人は
 必ずその衣服に由りて貴賤貧富の別ちを生ずるもの、然かのみならず、食物住宅を見ても尊卑上下
 の隔てがある、同じく是れ大日本帝國の良民なれども、其中に種々無量の差別があるのは、全く行
 善の淺深厚薄に由る、菩薩の階級に五十二位あるも亦此理なり

佛法には世間善と出世間善との二種を説く、謂ゆる五倫五常五戒十善などは世間の善にして、三學六度三十七の助道品の如きは出世間善なり、四諦十二因縁の法門も亦出世間の善法なり、この世間功徳を成就して出世間に入るは、その圓滿報身を得るの善巧方便なり、中々我等凡人が一生の修行にて光明赫々たる圓滿の果報身は得られぬけれど、その受けたる佛祖正傳の大戒を下品に持つる亦一分の盧舍那報身を成就するの因縁なり、故に永平高祖の曰く、善根山上は一塵も積むべく、功徳海中一滴も亦譲ることなかれど、されば設ひ一時の坐禪を行するも、將た一南無を唱ふるも、皆是れ衆善奉行の一部分にして、攝善法戒の功徳善根なりと心得べきなり

第三攝衆生戒

(又は饒益有情戒ともいふ)

この戒は廣度衆生とて、誓つてあらゆる衆生に斷惡修善の妙行を教へ、身を捨ても利益の事を爲すべしと要期すべきなり慈悲喜捨の四無量心と。布施愛語利行同事との四攝法をもつて次第に修行增長すれば、佛の恩徳を成就して、應化身を獲るなり

復演して云く、此れは己れに於て一分でも斷惡(攝律儀)修善(攝善法)の妙行が出来たならば、それを他人に及ぼして多くの衆生界を濟はんものをも發願し營むことなり、痴人思はく、衆生濟度とい

ふことは大乘菩薩の願行にて、普通の凡人には叶はぬことなりと、左にはあらず、己に一分の斷惡修善ある人ならば、一分の濟度が出来ぬといふことあるべからず、その濟度とは四無量心とし、四攝法を行するのである、慈とは樂を與ふること、悲とは苦を抜くこと、喜とはその苦を離れ、樂を得せしめ、衆生をして喜ばしむること、捨とは苦を抜いて樂を與ふるが故に喜ぶ心も生するなれど、已に苦樂が無くなれば、何時までもその喜心を相續するには及ばぬから、之を捨て無爲の境界に入らしむるを究竟の利益とするなり、而して此の四無量心は如何にして成就すべきかといふに、四攝法を行するなり布施とは財を施して衆生の身苦を濟ひ、法を施してはその心苦を抜くことにて、設ひ一食一厘たりとも布施すれば拔苦となり、設ひ一言半句たりとも布施すれば興樂となる、其身其分限に應じて幾分の布施が出来ぬといふとはなし愛語といふは惡たらしむ詞を使はぬことなり、徳ある人をば之を讚歎し、徳なき人をば之を憐愍して慈愛の言語を施すべきことなり、永平高祖の仰せにも「面ひて愛語を聞くは面を喜ばしめ心を樂しくす、面はずして愛語を聞くは肝に銘じ魂に銘す」と、まことによく人情を穿ちたまひし金言ならずや、又利行とは永平高祖の仰せに一貴賤の衆生に於きて利益の善巧を廻らすなり」と、財法を施すのみてはなく、何彼の事につけてよく世話をすることなり、設ひ世の痴人より物數奇じやの世話數奇じやのと言はれても、うんな事に構はず、

人の爲めとならば、己れを忘れて之を保護し、之を利益するは是れ利行なり、同時とは觀音大士が三十三に身を現じたまふが如く、よく向ふの人の機宜に違はぬやう、心に掛けて利益を爲すことなり

斯くの如く四無量心を行ひ、四攝法を行じて、夫れ相應の衆生濟度をするは、其のまゝ一分の應化身を現するものにして、出家在家を論せず、貴賤貧富に拘はらず、我も人も日日にこの四無量心を行ひ、四攝法を行せざるべからず

此三聚の淨戒は人々一念の信心より現成して、遂に法報應の三身。智斷恩の三德。みなおのゝうへに明らかたをなはり。如來常住の功德を圓滿するなり。

十重禁其のほか一々の戒にみな三聚の義を含めり。しかれば一戒一其の功德廣大無量にして。法界に充滿て。釋迦彌陀地藏觀音等の。佛菩薩と徳を等うするゆゑ。此戒を受るものは。位ほどけにおなじとゝきたまふなり。又この戒をうけざるものは。生々世々に六根不具の身に生れ。貧乏無福にして。佛法のいたらぬ無佛の國土。外道邪兒の處に生るゝゆゑ。いよく因果の道理を辨へざるゆゑ。いやとも地獄餓鬼畜生の三惡趣に苦をうくるなり。今生にて天子將軍大小名を

のほか富貴自在の身に生るゝは。前生において戒法血脈をうけし勝縁の餘慶なり。いよく前因をわすれずして。厚く因果を信じ。受戒作善等の心をおこし。是を衆生におよぼす時は。ますます來世の勝果を獲る事疑ひなし

復演して云く、戒法血脈をうけたから富貴自在の身に生るとは佛者の手前味増なり、何となれば佛法のなき國でも富貴自在はあるなり、然るに如何にも勿躰らしくいふともうれを信するものは無かるべしと云ふ人あらんかなれどもそは佛法の何物たることを知らぬ人の謗言といふものなり佛法にては太陽を以て、是れは我國の太陽なりと云ふが如きことは申さず、太陽は世界の公共物なりといふ、この三聚戒といふは名義こそ佛法の特有なれども、その實物實法は世界公共の大法なるがゆゑ、何れの國にてもこの善惡因果は儼かに行はれて、毫末計りも私あることなし、何ぞ夫れ天地の大法則を曲ることやあるべし

次に十重禁戒

十重とは八万四千の戒行の中にわけて十のおもき制禁といふ事なり

第一不殺生

(又は快意殺生戒ともいふ)

菩薩の本願はあらゆる衆生を誓つて濟度せんと要期すべし。然るに快きころ。

嬉しき心をもつて殺生するは大慈悲拔苦與樂の善心にそむき。永く佛性の種子を斷するゆゑに第一に制禁し玉ふなり。然るを無益の殺生を好み。又小の虫を殺して大の虫を助くるなど、得手勝手の事をいへども。命のをしき事はいつれも同じ事なり。人間は義理わかまへあれば。事により。君のため又は人の爲にも命を塵芥よりも軽くする事あり。畜生は愚痴にて理に暗らければ。たとひ喰うなぎなどを殺すも不仁の仕業にて大きに耻べき事なり。人は万物の靈なれば。仁心ありて生あるものを養ひ育つべきが人間に生れ得たるのあたりまへなり。それを殺し又は味ひを嗜むは恐しき事にあらずや。殺生戒を持ては生々世々長命の報ひを得て。子孫繁昌すると因果經にも説き置せ玉ふ。よくくつゝしむべし。復演して云く、此の殺生罪は十惡の第一にして之に伴うて起る所のものなり。世間の辯を好む者が種々の議論を唱へて善惡の標準が定まらぬなどいふなれど、そはまことに可笑ことにて取るに足らざるへボ理屈といふものなり。已が身を振りて人の痛さを知れば誰も知れる詞ならずや、故に東流和尚この意を和歌に詠じて曰く

身をつみて人の痛さを思ひ知れたれもいのちはをしきものなり

已が身の痛さが知らるれば、人の身の痛さも亦同じことなり。凡そ天地の間に生とし生けるもの、何物かは命のをしきことを知らざるものやあるべき、然るを殺し然るを痛むるは、不仁無情の至りなりといふべし。世に不仁無情の意ほど恐しきはなかるべし。故にこの恐しき意より起る所の業を名けて惡の大なるものは申すなり。復た善事として別なことはなく、この生命を助け、此身の艱難を救ふに越したることはなかるべし。世に謂ゆる慈善事業とは、その生命に利益ある事柄を施すことなり、兎に角此の不殺生戒は慈悲心孝順心を運ばして一切衆生に對することなり、同じ夫れ人ど生れて短命なるものあり、長命なるものあるは、皆この殺と不殺との業因に依ることは諸經論の中に佛説のあることなるが、今、分別善惡應報經の中に説せられたるはまづ、その短命に就て十通り殺生があるぞとの事なり一には手掛けて自から殺すこと、二には他人を勸めて殺さしむること、三には愉快に思うて殺すこと、四には他人の殺すを隨喜すること、五には懷胎の者を殺すこと、六には墮胎を勸めて彼の胎兒を殺さしむること、七には宛を酬んがために殺すこと即ち敵討なり、八には男根を斷つて殺すこと、九には手段を廻して殺すこと、例へば毒藥を興へ、呪ひを爲し、陷井を拵へなごして殺すこと、十には自から手掛けすとも、他人の手を以て殺すこと、是くの如き十種の殺業は短命の報を得るぞと仰せられたり

復たそれに引換へて長命の報を得るにも十通りの善業があるぞとて其事を明されたり、其は如何なることなるかといふに、一には自から手掛けて殺さぬこと、二には他を勸めて殺さしめざることを、三には時と場合に由りて殺すことありとも（戦争などの時又は死刑に處する様なこと、又は害蟲惡獸惡鳥などを殺さなくてはならぬ様なこと）愉快の念を起さぬこと、四には他人の殺すを随喜せざることを、五には刑獄に繋れたるものを救ふこと、例へば死刑に處せられんとするものを助くること、六には放生を爲すこと、七には他人を畏れなきことを施し與ふる事、八には病人を救恤すること、九には飲食を恵み施すこと、十には幡蓋燈明を佛に供養すること、「斯様な事柄が皆長命の因となるぞと仰せらる、されば現在にての善悪業は未來後生の因となり、前世にての善悪業は今生の此身に現はれし、千種万様の姿なり、殺生の業は慎まざるべからず不殺生の戒は懇ろに持たざるべからず次に復た多病少病の事をも説せられたり、人として無病健全なるものはなし、又生より死に至るまで病のみに臥するもなかるべし、故に多病と少病とを對待して殺生業の餘習を明したまへり、其は如何なることなるかといふに、一には自から諸の有情を傷害し惱ましたからること、二には他人に勸めて傷害せしめたからのこと、三にはその傷害せしめんとするを隨喜したからのこと、四にはその傷害するを讚め唯したからのこと、五には父母に孝養を盡さしりしがため、六には多く怨讐の念

を抱きたるがため、七には毒心にて毒藥を與へたからのこと、八には飲食を慳んだからのこと、九には坐賢を輕んじたからのこと、十には師長の法を毀ち謗つたからのこと」前世に於て此等の惡事を爲したるがため、今生に於て多病を此身に引受なくてはならぬぞと示したまへり、然らば少病の果を得たるは如何んといふに、それにも亦十種の善業あり

一には常に慈愛の心を運ばして有情を損はさること、例へば狼りに打擲なとせざることを、二には他人を勸めて損せざらしめたるが爲め、三には、隨喜して損せざらしめたるが爲め、四には、他人の損するを讚め唯さしりしが爲め、五には、その損するを慶ばざりしが爲め、六には父母の孝養を盡したるが爲め、七には師長を尊重したるが爲め、八には心に冤讐を抱かざりしが爲め、九には僧に施して安樂ならしめたるが爲め、十には湯藥及び飲食を施したるが爲め前世に於て此等の善事を行ひたるが爲め、今生に於て此の少病少惱の果報を得たのじやとの仰せなり

又智度論を拜見するに、釋尊或時難提迦優婆塞に仰せられけるやう、殺生に十罪あり、一には心中常に毒氣を含んで世々に絶えず、二には衆生憎み惡んで見んことを喜びす、三には常に惡念を懷いて惡事を思惟す、四には衆生之を畏るゝこと蛇虎を見るが如し、五には睡る時にも心に怖るゝがゆゑ寢ても安からず、六には常に惡夢あり、七には命終の時狂怖して惡死を爲す、八には短命の業因

縁を種ゆ、九には身壞れ命終りて地獄に墮つ」と、此因われは必ず此果あり、此報あるは此業ありしが爲めなり

第二不偷盜 (又劫盜人物戒といふ)

三寶物鬼神物とて。神ほどけの物。又は筆先秤升等にて欺きとり。賄賂なごゝる事は至つて重き罪あり。一切主あるものを。紙半枚一糸筋なりといへども取り掠め。すべて人の愛するものを奪ふは他に苦惱をかくる事にて。菩薩の誓願に背くことゆゑ。堅く制し給ふなり。何によらず財物は命のごとく惜むものなるを。それを己に入る、は人たるもの、仕業にあらず。現世には人間第一の耻辱をうけ。未來は貧乏無福卑賤の身に生れて。一生人に使はれ。永劫惡趣に沈んで大苦をうくる事。愚昧のいたりなりといひつべし

復演して云く、財物は生命を繋ぐべきものにて、有情の最も貴ぶべき所以のものたり、その之を盗むは生命を害するに齊しきものなるがゆゑ、盗まれたる者は、何程失望落膽するやも知るべからず、ソコで經の中には「鬼神と有主と劫賊との物、一切の財物、一針一草までも故らに盗むことを得ざれと誡めたまへり、復た歌に

しらなみの見る目なきさに浮草のひと葉なりどもとりなかくしぞ

されは設ひ一針一草でも、他人の興へぬ物をは盗むべからず、釋の道世和尚曰く「財に臨て苟くも得ば哲人と謂ふに非ず、利を見て義を忘るゝは君子と成すに匪す」と、格言といふべし、されど断じて身に財を觸れざるを哲人といふにもあらず、永平高祖の清規に「金銀錢帛等の不淨財を蓄ふべからず」とあれはとて強ち錢財が不淨といふにはあらず、謂ゆる不淨とは糞穢等のことをいふにはあらずして心の染著に名けたるものなれば、染著だになければ之を名けて淨財といふべし、然るに多くの人、否な餘ほご君子を装ふ人たりども、財に臨めは目の暗み易きものなり、利の爲には義理も人情も忘れ易きものなり、若し利を見て義を忘れず人情を立つる人ならば、正に是れ君子なるへし、誠にこの財寶は人の心を知るの鏡なりけり
見よ金錢を借りて借り取りにするものあり、他に拂ふべき金をも拂はぬものあり、他に供すべき義金を惜んで其義を忘るゝものあり、是れ竊盜にあらずと雖も、義盜にあらずとせんや、故に出すべきものをは理の如くに出し、取るべきものをは理の如く取る、之を不偷盜戒を守るの相といふ、されば金錢の爲に心を奪はれずして、我れ自から金錢を自由にす、之を不偷盜戒を守るの相といふ、何ぞ其れ他人の興へざるを取るのみに限らんや

第三不貪嬌

(又は無惡行欲戒とも不邪嬌戒ともいふ)

この戒は出家は一生不嬌なるゆる。専ら在家の菩薩にかゝる戒なり。夫は自分の妻妾は正嬌なり。又販賣の女として遊女など。價をもつて買ふは許すとあれども其實は邪嬌に屬するなり。婦は夫の外に身を汚さぬやうにするは正嬌なり。つまならぬ夫を重ぬるは邪嬌なり。正嬌にても非時非處非量などは邪嬌とす。復演して曰く、非時とは月華水の下のとき、或は産前産後、或は齋戒精進して殊に身を慎みし時、或は父母の忌日命日或は病の床に臥したる時、或は心思の非常に錯亂せし時、或は身心の適悦せざる時などをいふ、非處とは神社佛閣神佛の像前、又は父母尊長の常に坐臥する處、總て其身に備はりたる寢間にあらざる處をいふ、非量とは亂りに姪事の度量を過すことなり、此外に尙は非支といふことあり、非支とは産門を除き、他所に就て嬌を行す等の事なり、且つ男と男と姦姦を作すが如きは邪嬌の甚しきものなり

出家などを落し。又は持戒の尼僧など。強て交合するやうの事。甚た罪おもし此の嬌事なければ三界の苦惱は受ることなし。欲界に生れしもの。我れも人もつとしみがたきは此の欲なり。たとひ在家たりとも。ふかく五欲の過患をおそれ。

迷沈する事をつゝしむべし。用心堅からざれば身を亡ほし。家を滅ほし。國を亂し。親族を辱かしめ。來世三惡道の苦を招くこと火の乾けるにつくが如し

復演して云く、この戒普通なれば不邪嬌と云ふべきなり、されど不貪嬌とありたればとて別の意味あるにはあらず、不邪嬌とは即ち不貪嬌のことなり、不貪とは欲を少ふして足ることを知る義なれば、人間世界の倫理たる夫婦の亂りに姪を行せざるることなり、その男子にしても、女子にしても、父母親族の許さぬ姪事、世間公衆の許さぬ姪事、天下法律の許さぬ嬌事、例へば妻ある身にして他人の妻女と姦通し、夫ある身にして他の男子と密通し、又は有妻有夫にあらざるも、父母に隠れて他の處女寡女と通じ、處女寡女の身にして、父母の眼を潜り、世人の眼を潜りて私通し和通するが如きも亦邪嬌に屬するなり、或は設ひ夫婦たりとも非常に年配の差違あるが如きは、貪嬌の罪なしと云ふべからず、例へば五六十にもなりたる男子が二十前後の若き妻を持ち、五十以上の女子が二十前後の夫を持つが如きことも往々世間にある事なり、是等不相應の配偶は設ひ世間の法律上に其の規定する所なしと雖も、佛法にては之を邪嬌戒の部類に攝するなり、尙又高貴の人が卑賤の婦人に目を懸け、卑賤の女人が高貴の人と嬌通するが如きも又正嬌と云ふべからず、或は姦妓の看板を掛けて置ながら、私かに嬌を鬻ぐあり、或は酌女の装ひを爲して私かに嬌を鬻ぐあり、或は色

に事寄せて金銭を食ばらんとするあり、或は密に婦を賣りて米代を儲くるあり、或は私かに他の妻女となりて衣服の代を儲くるあり、或は夫婦共謀して色情の跡にかけ、不正の金銭を繰り揚げんとする者あるが如き、皆是れ邪婦にあらすと云ふことなし

されど人類として妻なき身の慾を制すること能はざる者の爲めには娼妓なるものあり、妻ある身にして此の娼妓を買ふが如きは貪婦に屬するなり、設ひ妻なき身といへども之れに溺れて金銭を湯水の如くに使ひ捨つるに至りては貪婦の甚しきものなりとす、管にその已れを害するのみならず、邪婦の爲めの故に偷盜戒を犯すに至ることもあり、殺生戒を犯すに至ることもあり、妄語飲酒の戒を犯すに至ることも之れあり、是れ皆貪婦の中より來れる罪過なり

大論に曰く、婦欲衆生を害せすと雖も執著に依て過ありと婦欲其物は人類生殖の要素にして人生に飲くべからざるものなれども、之れに溺れて之を猥りにするときは、其害の及ぶところ決して尠少にわらず、管に婦欲のみならず、財食名睡、孰れか人生必須のものたらざらん、必須の物なるが故に適度を過するべからず、適度を誤れば其害となること少なからず、婦欲に於けるも亦斯くの如し

亦この婦戒を無慈行欲戒と(是れは梵網戒經にあり)いへるは如何なる譯なるかといふに、無慈行と

は矢張り貪欲なきことなり、貪婦のために非時非處非支非量の婦を行するに至る、或は六親姉妹を撰みずして姪を行することもあり或は年少の童子を騙つて非道に姪を行することも之あるなり、この姪事は實に人倫道徳の本源となるものなるがゆゑ世道に於ても佛道に於ても嚴格なる制裁なかるべからず、佛陀が出家法を定めて無妻不姪とせられたるは、ナト嚴格過ぎる様に思はるゝの點なきにあらざれど、そは凡情を以て考ふるからのことなり、出家の法は固より三界出離の目的なるがゆゑ、姪欲の情あるべきにわらず、古人曰く出家は大丈夫の士、相將の能する所にわらずと、然り情欲を制することは小人匹夫の能する所にわらず、然るを制し然るを忍ぶが故に之を大丈夫の士といふ、大丈夫の士にわらずれば眞の出家道を踐むこと能はず、世人は此の出家道を見て人倫に反するものといふ、その論取て理なきにわらず、然れども本來出世間の法則なるがゆゑ、それを強て世間法に順せしむること能はず、今の出家が妻帯姪行あるを見て不品行なり不行跡なりといふは、是れ世道より批評するにわらずして、出世沙門の正道を標準として離するのみ、されど出家修道の身に於て妻帯行姪あるは邪婦ならずといふべからず、蓋し眞宗坊主の如きは敢て此限りにわらず

渠は本と同行頭にして出家無欲の法にわらざるがゆゑ、その肉食妻帯あるも、其道正しければ佛弟子たるに耻ざるなり、要するに本戒の主とする所は、他人所屬の愛情を奪ふべからず、自己所屬の

愛憎を猥りにすべからずといふにあり、古歌に曰く

わがやせの花よりほかに手折るなよいかにまされる色香ありとも

是れは前にもいへるが如く、足ることを知りて分外に求めざるの謂ひなり、淫欲に於て足ることを知るもの、之を世間に於ては大人君子と云ひ、貞女節婦といふ、此道正しければ一身正しく、此道正しからざれば一身修まらず、一身修まらざれば一家修まらず、一身修まれば一家修まり、一家修まれば一國修まる、一家修まらざれば一國亂を起すの基ひなり、此道は人類一個の私事にあらずして、實に天下の公道なり

第四不妄語

(又故心妄語戒とも云ふ)

此戒はすべて他を欺き罔みし己を利する不淨不實の心を制禁するなり。心不實なれば妄語をなすこと自然なり。故心とてわざとこしらへて妄語し。又出家なを身に殊勝のなりふりを現じ。口に奇怪の事を説て人の尊敬するやうの事を貪求するは太妄語に於て三惡道の大罪なり。又見たるを見ぬといひ。聞きたるをきかぬといひ。聞かぬ事をさいたといひ。見ぬことを見たりといふがときは小妄語なれども。正直ならざるがいたすところあり。在家主君などのまへにて。假

初の妄語が事によりて大事に及ぶあり。慎むべきなり。又時により人により。機を見て妄語するは。かへつて實語となるなり。妄語に十種のとがあり。慎むべし

復演して曰く、この一戒は言説にかゝるいましめにて、凡そ人の心はその言説に依て正邪の顯はるものなり、故に言説を慎むといふも、その實は我が心行を慎むにあり、我が心行さへ正しければ言説もおのづから正しきものなり。要を取て云は、都ての言説は只有りのままに云ふことなり。然るを夫れ口と心と相違して言説を爲すは妄語なり、妄語とは我が心になきことを人に對ひて如何にも誠らしく言ひ爲し、我が心にはチャンと承知して居ながら、人に對ひては一向に存じませぬ、知りませぬと偽はることなり、之を故心といふ、わざと虚心をつくりこしらへて人を誑す、これを故心といふ、身の妄語あり、心の妄語あり、心の妄語といふは自から神佛に誓ひたることを自から破るやうなこと、或は一身の前途に就て決心したることを中途にして廢止するが如きこと、謂ゆる萬事萬般の上に精神一到せざることなり、精神一到せざるが故に、其心はいつもぐにやぐとなりて事業成辨せざるなり、之を妄語の罪といふ、身の妄語とは、男が女の姿を粧ひ、女が男の姿を爲すが如きは其の甚しきもの、又下人が上人の眞似を爲し、上人が下人の眞似を爲し、貧乏人が富源者の風をし、富源者が貧乏人の風をするが如き、又僧が俗の眞似をし、俗が僧の眞似をするが如き、み

な身の妄語なり、僧が俗の真似をするとは近頃の流行もの、僧にはおのづから僧の服がある、然るを俗家に居住し俗服を着用するが如きは妄語の甚しきものなり、俗が僧の真似をするとは、只その身成のみが僧のやうでも、心が丸切の俗塵なれば、これ俗が僧の真似をするといふものなり、世に木食上人などいふものが偶にはある、それも能くその内幕を探索して見れば大山師にて、外面に殊勝らしき風振をし、口に眞面目らしき事をいつて世人を誑惑し、多くの金銭財寶を貪り取るが如きは中々容赦ならぬ大妄語の罪人なり、其他妄りに神佛の靈驗利益を説き立て、財寶を集むるの仕掛は多く妄語に属するなり、或は新聞紙上に針小棒大の廣告を爲して天下人を欺く投機商賣商もこれあり、身分不相應の宅を構へて世人の目を眩まさんとする族もあり、殊に賣買品に偽りの多きことば夥しきものなり、或は甘き言をいふて人より金銭を借り出し返済の期日が來ても知らぬ顔をして、言を左右に托し、違約食言毫も耻辱とせざる者あり、是くの如き妄語はみな徳義の敗類より起るものなりと知るべし、蓋し時としては妄語も却て不妄語となることなきにしもあらず、そは他の利益となる時にて、例へば狩人に向ひ、此山には熊なしと答ふるが如きことなり、又強盜に向ひ、彼家には金なしと答ふるが如きことなり、是れ有るものを無しと答ふるにわれども、其心たるや他の急難を救はんとする善心なるがゆゑその狩人強盜に對しては不利なるが如くなれども、是れ決して

て妄語の罪とはならざるなり

而して妄語の十罪とは、大智度論の十三卷に一には、妄語の罪によりて口の息の臭き事、二には善神此人に遠ざかり悪神便りを得る事、三には偶々實語あれども平素の妄語に依て他人之を信受せざる事、四には智者は交りを爲さざる事、五には常に人の誹謗を受けて悪名の流布する事、六には他人の爲に輕蔑せらるる故ひ教ふれども人之を用ひず、七には常に憂患多き事、八には誹謗の業因縁となる事、九には命終の後地獄に墮落して無量の苦に責めらるる事、十には地獄の業つきて後に、偶々人間と生れても何彼の事につけて誹謗を被むる事(取意の文)誠に恐るべきことなり古歌に

あきらけき世をいつわりて草露の光りをたれか玉とひろはん

實に妄語の人は眼前の草木にも劣れるものなり、彼の梅や櫻を見るに、年々歳々時刻を差へずして花を生じ實を結ぶ毫も偽らざるなり、日の東より出て、月の西に沈む、千万年中一日も時刻を差へたることなし、天は是くの如く覆ひ地は是くの如く載す、毫も偽らざるなり、山は是くの如く高く海は是くの如く深し、みな有りのまゝにして虚偽りのなきものなり、この眞實不虛なる天地の間に生息して居る万物の靈長と誇れる人間の皮を被りながら、その心にもなき舌三寸の上にて虚妄を吐くとは抑も何の意ぞや、思へば實に淺間敷次第なり

梵網經に曰く、佛子自から妄語し、人を救へて妄語せしめ方便して妄語せん、妄語の因、妄語の縁、妄語の法、妄語の業あらん、乃至見ざるを見たりと言ひ、見たるを見ざると言て身心に妄語せん、而も菩薩は常に正語正見を生じ、亦一切衆生の正語正見を生せしむべし、而るを反て更に一切衆生の邪語邪見邪業を起さしむるは是れ菩薩の波羅夷罪なり」と、波羅夷罪とは死罪のことなり、佛子として妄語を爲すものは佛子たるの生命を損したるものといふへし、安然和尚の曰く、車は三寸の轄を以て千里の路を遊行す、人は三寸の舌を以て五尺の身を破損す、口は是れ禍の門、舌は是れ禍の根なりと○正法念經の偈に曰く、妄語の言説は、一切衆生を惱ます、彼れ常に黒暗の如し、命あれども亦死に同じ、舌刀自から舌を割る、云何舌墮ちざらん、若し妄語の言説は、即ち寶の功徳を失す、若し人妄語を語れば口中に毒蛇あり、刀口中に在て住す、炎火口中に燃ゆ口中の毒は是れ毒なり、地上の毒は毒に非ず、口の毒は衆生を割き、命終して地獄に墮す、若し人妄りに説語すれば口中より膿を出し、舌は則ち是れ泥犁なり、舌亦熾火の如し、若し人妄りに濁語すれば、彼の人輕賤をまねく、善人の爲に捨離せられ、天は則ち擁護せず、常に他人を憎嫉し諸の衆生に惡を與へ、方便して他を惱亂す、是に因て地獄に入るなり」と、是等の佛語は常に深く拜讀せざるへからず、別して大人たる者は、この言語に於て不正の事あるべからず、一切の言語は有りのままならざるへ

からず

第五不酤酒

(又は酤酒生罪戒といふ)

酒は人に昏迷の心を起さしめ、智慧の眼を味ますものゆゑ。誠しめたまふなり。しかれども本朝は愁にも酒悦びにも。さけ喧嘩にも。中なほりにも。墮着にも親みにも。皆く酒にて濟み來れば。亂きに及はされの聖語(孔子)を守るを此戒を持つといふものなり。それを嗜みてこれを飲み。家業におこたり。家をやふり耻辱をわすれて酔興に光陰を送るものは死して沸屎地獄に墮ちて後に狸々獸中に生ると説きたまへり。こゝろあらん人は。よく〜慎むべきなり

復演して曰く、謹て禪師の解釋を按ずるに、酒は飲みてもよけれど、飲み過してはならぬといふまのでこのことにて、他の解釋なきがゆる、その不酤酒と不飲酒との差別を知るに困しむ、故に少しく辯せざるを得ず、何故かといふに、不酤酒とは賣るなどいふこと、不飲酒とは飲むなどいふことなれば、佛制の旨意おのつから差別なかるべからず、梵網經にも不酤酒は重禁の中に示され、飲酒は輕戒の中に示されたり、何故然るかといふに、飲むは唯だ己れが一身を損して多人を損せざるがゆる、その過未だ深からず、然るに酤るは多人を損するがゆる重戒と爲したまへり、然らば菩薩として酤

るは宜しからざれば、飲むは差支なきかといふに、こは本文にもあるが如く、ろの亂れに及びさへしなれば別に差支もなきことなり、勿論菩薩戒を受けるほどの人ならば小人に非ずして大人なるべし、小人の爲には絶對的に飲むべからずと戒め、大人の爲には飲でも其量を知れば差支なしのこととなり、問ふ、酒は昔しより今に至り、何れの世、何れの處に於ても之を用ふ、又この人間世界に於ては一日たりとも酒無くんばあるべからず、然るに之を飲ひな飲ますな酤てはならぬ、造りてはならぬと云ふ様に誠むるが如きは、甚だ人情を害し、國益を妨害するものと云はざるを得ず、答ふ、佛説の中には多く酤てはならぬ飲てはならぬとあれど、そは表面の禁戒にて、或る場合には飲てもよし酤てもよしとの佛意あるを見る、只その迷亂起罪の邊に於ては堅く之を誡められたれども、功德増長の邊に於ては之を許したまへり、古歌に

笹の葉の露うけすぎてわれからど荒磯なみに身をやしづめん

これは飲み過して迷亂起罪の因縁となることを詠みたるものなり、その飲み過して三十五の過失を生ずることも説き示されたり、又酒によつて五戒を一時に犯したりといふことも之あり、飲酒の三十五過は且く他日に譲らんも、此に十過を云はし、一に酒飲みは顔色宜しからず、二に酒飲は眼目明かならず、三に酒飲は瞋恚の相を現す、四に酒飲は資生産業を壊る、五に酒飲は疾病を致す、六

に酒飲は聞訟を益す、七に酒飲は惡名流布す、八に酒飲は智慧減少す、九に酒飲は下劣なり、十に飲酒は命終して惡道に墮つと、これは智度論の説なり

第六不説過 (又は談他過失戒といふ)

この戒は戒法を受けたる出家在家などの犯戒あるを。いまだ戒を受けざる人。または外道惡人のまへにて其とがを説きあらはすを制し玉ふ戒なり。すべて佛法の中のとがを他に披露すれば。他の信をさまして菩薩の法をひろめ。衆生を濟度するをやふり。他に謗罪を作らしめ。已れも惡報をうけ。廣大の罪なり。人の長をば讚めて人の短をば説くことを耻とすべし。涅槃經に「もし衆生善の讚すべき無きときは當に佛性を念じて之を讚歎すべしと説き玉ふ。すべて人の過失を談するは來世に醜陋の報を受くといへり恐るべし」

復演して曰く、佛弟子として菩薩戒を受けたる者は深くこの戒を守らねばならぬことなり、何故かといふに菩薩戒を受けたるものは大人の仲間入をしたのであるから、小人の卑劣なる嫉妬根性を以て、他人の過失を説くべからざることなりとす、ソコで梵網經に佛の誡めがある「若し佛子口づから自から出家在家の菩薩と、比丘比丘尼との罪過を説き、人を教へて罪過を説かしめん、罪過の因

罪過の縁、罪過の法、罪過の業あらん、而も菩薩は外道惡人及び二乘惡人の佛法中の非法非律を説くを聞いては、常に慈心を生じて是の惡人の輩を教化して、大乘の善心を生せしむべし而るを菩薩反て更に自から佛法中の罪過を説くは是れ菩薩の波羅夷罪なり」と然るにその波羅夷罪を犯すもの、佛法中に幾許あるやを知るべからず、古人の曰く「善人は他の過を聞ては即時に忘れ、惡人は他の徳を聞ては永く妬む」と又曰く「他の過を説くは小人の好む所にして大人の惡む所なり」と格言ならずや、釋の道世和尚曰く「凡夫毒熾んにして慧火常に燃ゆ、縁に逢ふて障りを起し、境に觸れて瞋りを生ず、所以に言を發するに一たび怒れば口を衝き、心を燒く、前人を損害すること刀にて割るよりも痛し、菩提の善心に背き、如來の慈訓に違す」と如來の慈訓とは即ちこの不説過なり、今人曰く、攻むべきは之を攻め、撃つべきは之を撃つ是れ至當なり、無根の事を虚構せしめて、有りのままに之を云ふ、何の憚るところかあると、然れども、そはた、小人の好む所にして大人の惡む所なり、故に見ずや、○業報差別經の偈に曰く「麁言人を觸惱し、好んで他の陰事を發く、剛強にして調伏すること難きは欲口鐵鬼に生ず」と、好んで陰事を發くの一語まことに今人の鐵誨となる、○梵網古述記に曰く、佛法の過を説けば必ず他の信を壞り、菩薩の興法利生を失壞す」と然るに其身僧侶にありながら、自らか佛法中の過を説き、興法利生を害するものなり、憎むべく憐むべきの

心事なりといふべし、古歌に

なには江のあしとも人を知ら浪のかゝるそしりは罪にそわりける

第七不自讚毀他

自讚とは手まへの事を讚め、毀他とは他の事を毀る事なり。人の尊敬をもとめ。みつからの利潤をむさぼる心より他を損するなり。菩薩は他の惡事をも已れに引うけ。他の苦難にも代るべきに。おのれをほめて他をそしり。善事をわが身にあげ。惡事を他にむける事は最も耻づべき事なり。人をそしるものは來世に中風又は癩癩の難病をうくるなれば恐るべき事なり

復演して曰く、己れが徳を隠して他人の徳を稱揚するは菩薩大人の心行にして、妄りに己れを讚め他人を毀るは小人匹夫の心事なりとす、戒經に佛示して曰く、菩薩は一切衆生に代りて毀辱を加ふるを受け、惡事をば自己に向へ好事をば他人に與ふべきに、若し自から己れが徳を揚げて他人の好事を隠し、他人をして毀りを受け令めば是れ菩薩の波羅夷罪なり」と古跡記にこの制意を述して曰く、孔丘の曰く、吾に一言あり、以て身を終るまで之を行ふべし、已れ欲せざる所をば人に施すと勿れど此戒も亦爾り、讚毀と言ふと雖も義一切に通す、菩薩は普ねく有情を饒益せんが爲めに正

しく無上菩提の大願を發し、誓て生死に處して無量の苦を受く、反て惡を他に施すは大乘を失壞す、所以に偏へに制して根本の重と爲す」と藏疏に釋して曰く、徳無きに自から揚るを讓と爲し、過を越て他を辱しむるを毀と爲す、又已れが徳を顯揚するを自讃と爲し、有徳を耻辱するを毀他と名く」と嗚呼、世人誰かこの自讃毀他を免かるものやある、自慢自惚を離るればこそ眞實の人たるべし、然るに退いて自身を省みれば、破戒無慚の所行のみ苟くも菩薩戒を受くるもの、至て此事ありて可ならんや、古歌に曰く

飛ぶ燈光りありとてすみのはる日のみかけをおはふべきかな

第八不慳法財 (又は慳惜加毀戒といふ)

此戒は出家は法施を慳ます。在家は財施を慳まされとの事なり。それを法を求めても少しばかりの法をも説かず。財を求めて手のうちばかりも施さず。そのうへに立腹してなほ叱り辱かしむる事は甚た大罪なり。何にても他の利益になる事は施すべし。布施は四攝の初めに置き六度の第一にて貪欲をはなる、菩薩行なり。もしまた施をうけて恩をわすれ功德を念せざるは畜生におとるなり。高貴の方には物を他にたまふとき。われこそ施したれとおもふ念を離れ。前生によき戒

善のたねを植たるゆゑ。人に物をほどこす果報を獲て嬉しき事かきと。清淨慈善の心にてたまふは。誠に最上無爲の大功德なり。又主君より多少によらず拜領せば。いよく報謝の志を違ふへきなり。又施す人ど。うくる人と施物と此の三ツながら慳む心もなく。うくる心もなきを三輪清淨といふゆゑに。三輪明神の神託にも。三ツの輪はきよくきよきよきよから衣。くるとおもふなるとおもはじと。是を不慳の戒躰といふ。慳は餓鬼の因なれば。よくく慎むべし

復演して云く、在家にしても出家にしても、自讃毀他は害のみありて益なきものなるが、この慳惜法財は殊に在家出家ともに深く慎まざるを得ざるものなりとす、謂ゆる慳法は出家に係り、慳財は在家に係る、慳とはおしむといふこと、法とは教法のこと財とは資財のこと即ち金銀物品並に衣食住等の事なり、この法と財とを慳むなどは施せとのことなり、法は無形なるものにて其の精神を益する所のもの財は有形なるものにて其の色身を利する所のものたり、法を施すの力なきもの、財を施すの力なきものは詮方なきが如くなれども、常に利他を旨とするときは、其人に施すべきの法、施すべきの財なしといふべからず、如何に法に貧なりと雖も、財に貧なりと雖も、一句一偈の法、一針一草の財なき者はこれあるべからず、凡そ他人の知らざることを教ふるは法施の一部分ならずや、

凡そ他人のために一米一麥を與ふるも財施の一部分ならずや、故に一字一藝を教ふるも法施ならずや、一厘一食を與ふるも財施ならずや、されは貧者は貧なからに財施を爲すべく、富者は富貴相應に財施を爲し得らるべきなり、又愚者は愚者ながら、夫れ相應に法施を爲し得らるべく、智者は智者相應に法施を爲し得らるべし、然るにこの教ふべきことを教へざるは不親切の至りなりといふべく、施すべきものを施さざるは不人情の至りといふべきなり、出家が出家に法施することあり、出家が在家に法施することあり、在家が在家に法施することあり、在家が出家に法施することあり、又出家が出家に財施することあり、出家が在家に財施することあり、在家が在家に財施することあり、在家が出家に財施することあり、又出家が在家に法施することあり、又法の財となることあり、財の法となることあり、高祖大師の曰く「一句一偈の法をも布施すべし、此生他生の善種となる、一錢一草の財をも布施すべし、此世他世の善根をささず、法も財なるべし、財も法なるべし、たゞ渠が報謝をむさばらず、自からが力をわかつなり」と、世法にしても佛法にしても其法を施すものは、智慧の善根となり、世財にしても法財にしても其財を施すものは福德の善根となる、法施にもあれ財施にもあれ、その多少に拘はらず、たゞ渠が報謝御禮をむさばらず、不慳の心に住して慈悲哀愍の念を生じて自己が力を願つにあり、然るに法

を求むる者あるも慳んで之を教へず、財を求むる者あるも瞞つて之を施さるもの十に七八なるを見る、是れ何の心をぞや、然るを今時は法を施すものはなくして法を賣る者のみ、財を施す者はなくして財を惜む者のみ、戒經に曰はすや

佛子自から慳み、人をして慳ましめん、慳の因、慳の緣、慳の法、慳の業あらん、而も菩薩は一切貧窮人の來り乞はんを見ては、前の人の須むる所に隨て一切給與すへし而るに菩薩惡心瞞心を以て乃至一錢一針一草をも施さず法を求むる者あるも、爲めに一句一偈一微塵許りの法をも説かず、而も反て更に罵り辱めは是れ菩薩の波羅夷罪なり

と、予輩熱に世出世を観察するに、この惡心瞞心を以て、一錢一針一草許りも施さる者あり、一句一偈一微塵許りの法をも説かざるのみならず、この貧者を罵り、その愚者を辱しむるもの少なからず、洵に不料簡の至りならずや、已に然らば無求無欲にして求むる者あらは一切悉く給與せらるゝものなりや、然り菩薩は身すら尙ほ已が物に非ずして衆生の物なり、財物争てか己が所有とすべきものあらん然れども菩薩には多求廣施の法あり、多く求めて廣く施さんが爲には何程貪欲を起すとも犯罪とはならず、却てそは慈悲に順ず、故に○大莊嚴論に曰く、群生を利する意に由て貪を起すは罪を得ずと、然り社會國家を利するがため、貧者弱者を益するがためにして、己れを利す

るがために非ずして、寄附勸財をなすが如きは、眞に菩薩大悲の美事善行なり、蓋し其財たるも法
たるを問はず、己が懐を肥すに非ずといへども、その名譽を貪るがためならば、その心事の拙な
る笑ふべきのみ

蓋し設ひ法施にもせよ、財施にもせよ、法貧財貧の者が來り求むればとて、その施したるがため、
不利益の事となり無慚愧の行ひを爲すことゝなるを知らば、施與すべきの限りにあらず、又施與し
て歡喜せしむと雖も、怨家と惡人とは施與すべきの限りにあらず、又父母妻子奴婢等の物を侵奪
して施與すべきにあらず

○決定毘尼經に曰く「在家の菩薩は應に二施を行すべし、一には財、二には法、出家の菩薩は應に
四施を行すべし、一には紙、二には墨、三には筆、四には法なり、得忍(初地以上)の菩薩は
應に三施を行すべし、一には王位、二には妻子、三には頭目皮骨なり

○瑜伽論に曰く「現に資財ありて來り求むる者わらんに、嫌ひ恨むの心を懷き、悲惱の心を懷て施
さざるは染の犯なり」と、誠に染著の罪を犯して活ながら有財饑鬼となるものは滔々たる天下みな然
らざるはなし。○法華經に曰く、諸苦所因貪欲爲本と、謂ゆるこの貪欲は小貪なり、只己れが一身
を利せんとするがためなり、この小貪を轉じて大貪と爲さば、盡天地悉く我が有となる、盡法界

悉く我が家郷となる一切衆生はみな我子となる、此時何をか取り何をか捨てんかくの如く心量を宏
大にするときは、慳むべき法もなければ、貪るべき財もなし、慳むべきの法なきが故に法藏無盡な
り、貪るべきの財なきが故に財寶無盡なり、例へば一燈を以て他の千万燈に點するも一毫を減せざ
るが如く、一月を以て千萬人之を眺むるも、その光り一點を缺かざるが如し、是の故に施者受者施
物の三輪空寂なり、之を眞の不慳法財と名く、大人の境界、實に斯くの如くならざるへからず、故
にいふ、大人の境界安排を絶すと、安排を絶するものはこれ佛戒なり、この佛戒に安住するを菩薩
といふ、菩薩の心は慈悲孝順なり、己れを忘れて他人の意に隨順し、他人の苦痛を救ふを利他の大
悲といふ、古歌に むさぼるな物おしみにしへはうゑたる虎に身さへすてゝと

第九不瞋恚

(又は瞋不受謝戒といふ)

この戒は堪忍を躰となす何事にてをもをのれが氣に背くことあれば瞋念の念を
生するなり。梵網經にも惡口をもつて罵り辱しめ。そのうへに打擲してめい
りやまず。それを善言懺謝とわびとすれども。聞入ざるは大罪なり。瞋りは慈
悲の裏あれば。心をつけて慎むべし。一念のいかりに無量の功德を燒盡すと華
嚴經に演説あり。瞋は地獄の因なり。恐るべし

復演して云く、諸の順境に對しては貪欲を起し、諸の逆境に對しては瞋恚を起す、之を凡夫といふ、この順逆二境に處して聖賢なきを聖賢といふ、聖賢とは大人のごとにて、凡夫とは小人のごとなり、大人とて身軀の大きな事でもなく、小人とて身軀の小さき事でもなし、其心の大人なるを大人といひ、其心の小なるを小人といふ、其心小なるが故に動もすれば貪瞋を起して、己れを害し他人を害す、故に堪忍するとは其心を大きくして些々たることを氣にかけず、如何に違逆の境に逢ふとも、心量を廣くして豊かにその境を胸の中に盡み込み、風吹かば吹け、雨降らば降れど、馬耳東風の如くにして反抗の念を起さぬことなり、同じ夫れ普通人類の中に於ても、男子は女子に比べて胸の廣きもの女子は男子に比べて胸の狭きものなり、心胸狭きが故に些々たることにも瞋恚を起し貪欲を起し易きものぞかし、然るに夫れ男女老少の別なく、佛性の廣大にして自他元來平等なることを知るものは、心胸廓落として虚空の如くなるがゆゑ、如何なることありても心念を動することなし、譬へば虚空の萬物を容れて礙へざるが如し

一たび佛性心地戒を受け得たる者が、妄りにこの瞋恚を起して濟むものに非ず、若し瞋恚の念起らば急にこれを收めざるべからず、慈雲律師の曰く「貪欲ある者は必ず瞋恚あり、瞋恚ある者は必ず貪欲あり、其の惡不善法たることは、一じや、貪欲を離るれば瞋恚も薄くなる、瞋恚を離るれば貪

欲も薄くなる、其の善功德たるは一じや、若し家に打馬阿賈のごとあるは、其の住人たる者は耻べきことじや、軍陣と云ものは世間鬪争の大なることにて、善順柔和に相違せるだにあるを、忿兵は必ず敗軍すと云ふ、爾餘の事みな怒て敗れぬと云ふことではない、若し事に觸れて怒りの心起らば、此れ敗れの兆と知るがよきじや、華嚴經の中に菩薩一念心の瞋恚の火に因て無量億劫の功德法財を燒失ふとあり、論語に、一朝の怒りに其身を忘れ以て其親に及ぶ感ひに非ずやとあり云々」總て世を亂し事を害するは皆是れ瞋恚なり、そこで遺教經の中に「瞋恚の害は諸の善法を破り好名聞を壞る、今世後世の人見んことを喜はし」と、然り忍辱柔和の顔色ほど樂しきものはなく、忿怒立腹の顔色ほど畏ろしきものはなし

○正法念經に曰く「若し瞋恚を起せば自から其身を燒く、其心に毒を含んで顔色變異す、他人に乗てられ、皆悉く驚避す、衆人愛せずして輕毀鄙賤す、身壞れ命終りて地獄に墮す、瞋恚を以ての故に惡として作らすと云ふことなし、是故に智者瞋を捨ること火の如くせよ、瞋の過を知るが故に能く自から利益す、自を利し他人を利益せんと欲するが爲め應に忍を行すべし、譬へば大火の屋宅を焚燒するに、勇健の者あり、水を以て之を滅するが如く、智慧の水の能く慧火を滅するも亦復是くの如し、能く之を忍ぶの人は第一の善心なり、能く瞋恚を捨つれば衆人に愛せられ、衆人に見んこ

とを樂はれ、人に信愛せらる、顔色清淨にして、其心寂靜なり云々」

○智度論に釋提佛に問ふて云く「何物か殺して安穩なる、何物か殺して憂なき、何物か毒の根にして、一切の善を香滅するや、佛答へて云く、悲りを殺せば則ち安穩なり、悲を殺せば即ち憂なし、悲は毒の根なり、悲は一切の善を滅す」と○雜寶藏經の偈に曰く「勝つことを得れば怨を増長す、負くるときは則ち憂苦を益す、勝負を諍はざれば、其の樂み最も第一なり、若し忍を行すれば則ち五徳あり、一には恨み無し、二には訶なし、三には衆人に愛せらる、四には好名聞あり、五には善道に生ず」

此の如き佛語を擧げ來れば限りなきことなれど、要するに人たる者は何事に就けても能く堪忍して瞋恚の念を起すべからず、若し瞋恚起らんとするときは、佛性の智水を注いで之を滅すべきものなりとす

第十不謗三寶

(又は毀謗三寶戒ともいふ)

三寶を讚歎すれば廣大の功德善根を生じ。三寶をそしれば第一同體大悲の佛心に背き、自身を知らぬものなり。物を妬み人をそしるは心の狭き者の致すところなり。宜しく賢を見ては齊しからんことを思ひ。不賢を見ては我身もかくありとす

りやとふかく省みて。善事には一足もすゝむべし。それをうちかへして毀謗すれば廣大の犯罪なり。しかるを邪見を起し。地獄も極樂も罪もむくひもなきなど、心にもおもひ。口にもときて因果を撥無するを斷善根の人といふ。菩薩戒を受る者は宜しく四弘の誓願に策ちて菩提の正道に進むを戒體とするなり

復演して云く、不謗三寶とは不邪見といふに同じ、何故かといふに、三寶とは正因正果の眞理なるが故なり、この眞理を味まざるを正見といひ、之を味ますを邪見といふ、釋の道世和尚曰く、(法苑珠林卷七十九)夫れ創めて佛法に入らば要す須らく信心を首めと爲すべし、譬へば人有りて寶山に至るが如し、若し信の手無ければ空しく獲る所なし故に經に説かく、愚痴の人は因果を識らず、妄りに邪見を起して、三寶四諦なし、禍なく福なし、乃至善なく悪なく善惡の業報なく、又今代後代衆生の受生なしと謗す、是くの如き人善惡の法を破するを善根を斷すと名く、決定して當に阿鼻地獄に墮すべし」と、是れは邪見の定義を示されたるものなり、釋迦大師正知見の標準は三寶を除きて外に何事も之あることなし、三寶とは佛法僧なり、この三寶に同體と別體と住持との三種あれども、之を煎じ詰めるときは世出世善因果の法ならざるはなし、法は法爾なるものにて佛も法によりて生じ、僧も法によりて生じ來れるものなるがゆゑ、此法は宇宙の本體にして、また一切有

情の本體なり、蓋し此法に善惡邪正ありて、善因は善果を結び、惡因は惡果を招く所のものにて一毫も味ますべからざるものたり、然るを善に善報なく、惡に惡報なく、神明佛陀もなければ鬼畜阿修羅もなしとて歷々分明なる道理を信せざるものあり、之を邪見の衆生と名く、邪見の衆生を無生闍提ともいふ、是故に涅槃經梵行品に曰く「一闍提とは因果を信せず、慚愧あることなし、業報を信せず、現世及び未來世を見ず、善友に親します、諸佛所説の教誡に隨はず、是くの如きの人を一闍提と名く、諸佛世尊の治すること能はざる所なり、何を以ての故に、世の死屍をば醫も治すること能はざるが如し、一闍提の者も復々是くの如し」と、今や毀謗三寶大邪見の衆生世間に充滿す、之を如何にして濟度すべきや、思ふに佛を信じ法を信する者は尙ほ生命ある衆生なるがゆゑ、心中に諸の煩惱無明の病痼ありと雖も之を治するに難からざれど、一闍提（信不具）無佛性の衆生は生命已に盡て血濁體の如きものなれば、如何なる方便を以ても之を療治すること能はず

故に佛法を信する程の人ならば必ず善人なるへし、善人ならざれば信すること能はず、その之を信する人を善根の生衆と名く、善根に三あり、無貧無瞋無癡これを三善根といふ、然るが故に三善多き者は佛法を信すること能はず、三毒の薄きものが創めて佛法を信じ佛道に入り、その善根に培ふものなりとす、是を以て小善根なきものは三寶の大海に入ること能はず」

初めの三歸と次の三聚と。後の十重とを合せて佛祖正傳の十六條戒といふなり。釋迦彌陀地藏觀音など。あらゆる佛ほさつの持ち給ふも凡夫の持つも同じくあ十六條戒にして。戒に二ツはなきなり。譬へば金銀は天子將軍の用るたまふも乞食非人の用ふるも。金銀にかはりなきが如し。たゞその功德を努力で增長するとせざるとによりて勝劣もあるべし。たとへば大地に種子を蒔けば。天地雨露の恵みをうけて必ず苗の生するなり。それを二葉より雪霜をよに損せぬやうにそたつれば。程なく大木となるが如し。菩薩戒もその通りにて。次第に戒徳か具はりて佛にちかき功德があらはるゝなり涅槃經に。發心畢竟二無別とあるは。今日有難い一念にて。戒をうくる心がすなはち發心なりそれより次第に修行して成佛に至るを畢竟といふ。然れば今日發心の凡夫と畢竟の如來との二ツが少しも差はぬ功德といふ事にて。戒を受るやいなや。諸佛の御子なるゆる。日々に衆生濟度の願をたこすを大心の菩薩といふなり。又戒法は公儀の掟と同じ事なり。戒法の掟がなければ殺生等の十惡は勿論。不孝不忠のあらゆる惡法ばかりをなして。人間あたりまへの天理にそむくゆるいやとも三惡道に墮するよ

りほかに行き處なきなり。又戒法に性戒と遮戒といふ事あり。性戒とは元よりの掟といふ事にて。如來の御出世以前より人を殺すものは其身も殺され盗みするもの。人の妻子と姦通するもの。妄語どうそをいふもの。君に不忠親に不孝なるもの。すべて夫々の罪に行はるる天下國家の戒法なるをいふ。遮戒とは兩舌をもつて人の中を破り。悪心を以てひそかに人を毒殺し。面は柔和にして心に悪をいなき。酒をのみて五戒を破り。種々の邪見をいましめたまふをいふなり。遺教經にも若し淨戒なければ諸の善根功德みな生ずる事を得ずと説きたまへば。たゞくつとめて凡夫心のいやしさをすて、急ぎて三菩提の功德を積みたまふべし。穴賢

文政二己卯夏五月吉日

寂室堅光杜多在于江州清涼方丈室示焉

復演して曰く、堅光禪師の説戒概ね斯くの如し、茲に性戒と遮戒との義を辨じたまひしが如きは、少しく詞の足らぬ所あるが如し、上來の三歸三聚十重の十六條戒は性戒にして、梵網四十八輕戒の如きは遮戒なり、性戒は重戒にして遮戒は輕戒なりと知るべし、謂ゆる性戒とは佛性心地戒にして人たる者の必ず持たねはならぬもの、若し之を破れば人たるの道を失ふものなりとす、遮戒とは遮止

防非の義にして、心地の光明を蔽ふ所の非法非律の事柄を誡められたる遠輕の事なりとす

この十六條戒は佛々祖々の傳來したまふ所の實戒にして、宗門の一大事因縁なり、貧道忝なく天下の縑索に對して、この正傳大戒を紹介することを得たり、堅光禪師も必ずや大寂定中より歡喜の眉を開きたまひしならん、豈亦堅光禪師のみならんや、本師釋迦牟尼佛陀及び歷代の祖師も亦慈愍大悲の瞬を垂れて、末代の吾我を擁護したまはん、伏して冀くは此篇を讀むもの、親しく佛祖の堂奥に參じ、一戒光明の裏に同死同生して、今身より佛身に至るまで、此事能く護持せられんことを衆生戒ヲ受レハ即チ諸佛ノ位ニ入ル位ニ入ル。位大覺ニ同ウシ了ル。眞ニ是レ諸佛ノ子ナリ

菩薩戒落草談畢

衆生受戒合諸佛 諸佛應機合衆生

生佛混然無内外 因緣時節自圓成

勸戒指南

戒光庵主人

夫れ戒相は佛々祖々正傳し來れる最上無漏の妙法にして、成佛得脱の基本たり、譬へば家を作るに礎を固むるが如し、礎かたきときは家のかたむき倒るゝことなく、一度戒法を受ければ決定成佛して三途八難の惡趣に墮することなく、不退無生の淨土に往生すること疑ひなし三世の如來十方の菩薩も、皆々この授戒の功によりて佛となり玉ふ、人間は申すに及ばずたとひ畜生變化の者たりとも、此の戒法を受くるときは、無始より以來作る所の罪過一時に消滅して、直に成佛うたがひなし、かゝる有難き正法に値遇することは、闇夜に松炬を得渡りに舟を得るが如し、然るをたまゝ受け難き人身をうけあひがたき戒法を面りに見聞しながら、徒らに世の營みを好みて受戒懺悔の心なき誠に愚かなる至りにあらずや、天竺唐土は更なり日本にても代々の帝王御即位の時は必ず十善戒をうけ玉ふ、故に十善の天子とは申し奉るなり、(今は如何あるや) 中にも人皇四十五代聖武天皇、戒法の殊勝なるを叡聞あり、大唐より鑑真律師を請待して、天皇を始め奉り、皇后太子公卿等四百三十四人一同に授戒し玉ふ、剩さへ日本國中の人、授戒し易からんため、大和國奈良の東大寺、下野國藥師寺、筑前國博多の觀世音寺の三處に戒壇をきつき玉ふ、其後傳教弘法の兩大師、千光國師及び釋迦如來より五十一代の

吾祖道元禪師入宋し、寶慶年中天童如淨禪師より正傳の大戒を傳へ歸朝し、法然上人俊禱律師等各々この戒法を弘めたまふゆゑ、上天子より公卿衆將軍家、諸大小名、及び下万民に至るまで、此の妙法をうけ必得作佛の大因縁を結ぶことを得たり天神地祇も同じく受戒して此戒法を守護しませしすゆゑ如何となればこの戒法は勸善懲惡を本として、ひそかに王法を扶け、能く三綱五常の道にかなひ治世安民の要路たるを以てなり、此故に文明年中天照大神宮は伊勢國阿坂淨源寺開山大空玄虎禪師の室に入りて受戒し玉ふ、法號は高麟常榮大禪定門と云ふ、本金劍形の位牌を淨源寺に納め玉ふ、其外施物には藕絲の袈裟、水晶の珠數、金の香合香盤、及び清泉涌出す、今現にあり、豊前の香良明神は傳教大師に授戒し、宇佐八幡宮は弘法大師に授戒し、越中山權現は同國立川寺大徹禪師に授戒し、住吉明神は長門深川大尊寺定庵珠禪師に授戒し、弟子となり玉ふ故、四世は住吉大明神にて木像あり、門前に温泉涌出なましめ玉ふ、蘇州嚴島明神は同國廿日市洞雲寺開山金岡禪師に授戒し、明神より茶湯水を献じ玉ひしなり、法號を天長地久大姉と云ふなり、豊前の彦山權現は同國護聖寺瑋山禪師に授戒し、加賀の白山權現は同國大乗寺開山徹通禪師に授戒し、丹波の白蛇明神は同國永澤寺開山通幻禪師に授戒し守護神となる、周防長尾池の大蛇は、中翁珠峯禪師に授戒し、報恩に池を一夜に埋め寺を建立す、故に龍門寺と云ふ、蛇の法號は安山妙樂大姉と云ふ、寺の鎮守なり、山姥は薩州寶福寺

守堂覺滿和尚に依て受戒す、今は女人禁制なり（此文は明治以前の稿なるがゆゑ此言われど、明治となりては此禁も解かれたり）天狗は豆州大海の最勝院五峯和尚に授戒す、法號を田中居士周白庵主と云ふ、又相州小田原奥の天狗は同國最乘寺開山了庵禪師に授戒し、道了權現とて其寺の鎮守なり、山鬼は尾州白坂雲奥寺二代天先和尚に授戒す、法號は性空和上と云ふ、守護神となりて今に火盜の難なし、其外天神地祇龍神天狗山鬼山姥、又は亡者來りて戒脈を願求すること甚だ多くして記するに遑わらず

又冥府の閻魔大王は日本の徳道上人滿米上人を請待して受戒し玉ふ、其の功德力によりて、地獄の衆生苦を脱して上天の果を得たりと云ふ、此故に梵網經にも、衆生佛戒を受ければ即ち諸佛の位に入る、位大覺に同らし已る、眞に是れ諸佛の子なりと説き玉ふ、我れ人かゝる結構なる御代に生れ、然かのみならず、千里を尋ねずして到る處に戒師あり、此時受戒せずんば何れの時をか期せんや、勤めても猶はつとむべし、喜ても猶はよろこぶべし
受戒せし人には護戒神守護し玉ふ故に、現世安穩にして諸の災難をのがれ、一切の諸願満足するなり、殊に懐胎の女人受戒すれば、胎内の子戒法を受る功德に依りて安産し、柔和慈善の孝子となる如來も説き玉ふなり、然れば妊娠の女人、又は子なき婦人は猶更受戒すべし、又父母兄弟其外恩ある人の

爲に代戒を勤めて恩徳を報じ、以て追善の孝養をなすべしこれに過ぎたる回向はなし、然れば天下泰平國家安全の祈禱と云ふ現世安穩後世安樂、子孫繁榮、運命長久の積善は受戒の法に如くはなし、貴賤貧富にかはらず、老若男女を悉く養ふ、共に菩提心を發していそぎて受戒すべし、一息が還らざれば後悔先に立たず、人の命の無常なることは風前の燈火の如し、古歌に○明日あると思ふ心のあだ櫻、よはにあらしのふかぬものかは」と慎で諸の君子に告ぐ、暫時有爲の名利のために永く無間地獄の苦患を招くことなけれ

○灌頂 經に曰く、佛梵志に告げたまはく、若し五戒を持つ者は二十五の善神あり、營衛して人身を護る、人の左右に在り、宮宅門戸の上を守り萬事をして吉祥ならしむ、唯願くは世尊我が爲めに之を説きたまへ、佛梵志に告げたまはく、我今略して演べん、天帝釋に勅し、四天王をして諸の善神を遣はし汝が身を營護せしむ、是の如きの章句善神の名字二十五王其名是くの如し
 ○神をば茶弼毗愈他尼主と名く、其身を護りて邪鬼を辟除す○神をば輸多利輸陀尼主と名く、某の六情を護りて悉く完具せしむ○神をば毗樓遮那世波主と名く、某の腹内を護りて五臟平調ならしむ○神をば阿陀龍摩抵主と名く、某の血脈を護りて悉く通暢せしむ○神をば婆羅桓尼和婆主と名く、某の爪指を護りて毀傷する所なからしむ○神をば抵摩阿毗婆駄主と名く、某の出入を護りて行來を

安寧ならしむ○神をば阿修輪婆羅陀主と名く、某の嗽ふ所を護りて飲食をして甘香ならしむ○神をば婆羅摩宜雄雌主と名く、某の夢を護りて安覺歡悅す○神をば婆羅門地鞞摩主と名く、某の蠱毒の爲に中られざることを護る○神をば那摩呼摩耶舍主と名く、某の霧毒の惡毒の爲に毒せられざることを護る○神をば佛馱仙陀樓摩主と名く、某の鬪争を護りて口舌行はれず○神をば鞞闍耶多婆主と名く、某の温虐鬼の爲に持せられざるを護る○神をば涅坭臨駄多耶主と名く、某の縣官の爲に得られざるを護る○神をば阿邏多賴都耶主と名く、某の舍宅を護り四方に凶殃を逐ふ○神をば婆羅那佛登主と名く、某の舍宅を平定する八神を護る○神をば阿提梵者耶耶主と名く、某の塚墓の鬼の爲に撓まされざることを護る○神をば因臺羅因臺羅主と名く、某の門戸を護りて邪惡を辟除す○神をば阿伽風施婆多主と名く、某の外氣の鬼神の爲に害せられざることを護る○神をば佛曇彌摩多主と名く、某の災火の爲に延かれざることを護る○神をば多賴又三密陀主と名く、某が偷盜の爲に侵されざるを護る○神をば阿摩羅斯兜喜主と名く、某が若し山林に入るとき、虎狼の爲に害せられざることを護る○神をば那羅門闍兜帝主と名く、某が傷亡の爲に撓まされざることを護る○神をば韓尼乾那波主と名く、某の諸の鳥鳴さ狐鳴くを除くことを護る○神をば茶鞞闍毗舍羅主と名く、某の犬鼠の變怪を除くことを護る○神をば伽摩毗那闍尼法主と名く、某の凶注の爲に牽かれざるを護る

佛梵志に告て言く、若し男子女人此の二十五の灌頂章句の善神の名を帯佩する者は、若し軍陣闘諍に入るの時、刀も鉢を傷らす、箭を以て射るとも入らず、鬼神雜利も終に撓まじ近かず、若し盤道の家に到るも亦害することを得ず、若し行來出入に小魔鬼あるも亦近づくことを得ず、此の神王の名を帯佩して身に著けは夜悪夢なし、縣官盜賊水火災怪、怨家閻謀、口舌鬭亂も自然に歡喜して兩なから和解を作し俱に慈心を生じて、惡意悉く滅せん云々」

その護戒神が身を護るとは此等のことにて疑念を懐くへからすよく之を信じて神名を帯佩するが如きは頗る現世の利益なりとす

勸戒指南了

江州萬年山天寧禪寺開山寂室堅光禪師略傳

師諱ハ堅光寂室ト號ス、俗姓ハ藤原氏ハ宮本也、豊前國宇佐郡敷田村（現今天津村字敷田）ノ産ニシテ、父ハ式部少輔包美トイヒ母ハ深水氏トイフ、寶曆三年癸酉ノ五月十八日ヲ以テ誕ス、幼名ヲ方朔ト云フ、年甫テ五歳ノ時、祖父ノ喪ニ遇ヒ、親族ノ爲ニ携ヘラレテ茶毘ノ場ニ臨ミタマヒシニ、潜ニ早ク世ノ無常ナルコトヲ覺リタマヘリ、其後因ニ同村ノ金剛寺ニ詣テ大布薩ノ法要アルニ會ヒ、師モ亦衆ト俱ニ籌ヲ戴キ法式了リテ我家ニ歸リタマヒシガ、其法要ノ如何ニモ嚴肅ナルニ感シ、時已ニ志ヲ決シテ出家セントス、師十歳ノ時佛涅槃ノ日ヲ以テ豊後國松屋寺（速見郡日出町）大堅和尚ニ投シテ剃度ノ式ヲ受ケ、法號ヲ空海ト名ク、後ニ寂室堅光ト改ム、時ニ堅和尚示シテ曰ク、夫レ出家ハ須ク先ヅ堅固ノ大願ヲ發シ、順逆ノ諸境ニ逢フト雖モ其ガ爲ニ移動セラレザルベキヲ要ス、若然ラズンバ他ノ俗流ト何ノ別ツ所カ之アラント、因ニ語テ曰ク、昔時色定法師ナル者アリ、曾テ遠ク宋ニ入り、一筆書寫大藏經ノ願ヲ發シタリキ、其寫ス所ノ全藏ハ今尙宗像（筑前國ノ郡名）ノ鎮國寺ニ現存セリト、師之ヲ聞テ感激ノ餘リ落涙襟ヲ沾ス、翌年八月（寶曆十三年）遂ニ筑前ノ宗像郡ニ遊ビタマヒヌ、而シテ師ノ居所ト鎮國寺ト相離ルコト若干里ナリケルガ、其間ノ山路甚タ險隘ナリ、師偶々彼寺ニ到リシニ、寺僧肅然トシテ遠來ノ意ヲ問フ、師答フルニ具サニ情ヲ以テス、寺僧深ク其志ニ感シ謂テ曰ク、定法師手寫ノ經卷ハ當寺貴重ノ秘寶ナルニ由リ、僅ニ斷片零紙ト雖モ敢テ容易ニ人ニ付與セス、然ルニ子ガ形ヲ盡スマデ奉持セント欲スル其志ヤ眞ニ嘉スベシト、遂ニ一經卷ヲ把テ之ヲ授ク、師終

身護持シテ身ヲ離シタマハス、爾ヨリ諸師ニ從ヒテ教相ヲ聽クコト數年、安永四年乙未、師二十三
歲ニシテ大藏經ノ閱讀ヲ始メ、同七年戊戌ノ八月其功ヲ終フ、是ヨリ天下ノ善知識ニ參見セントシ、
初メ棟外和尚ヲ長門ノ功山寺ニ訪ヒ（豊浦郡長府村ニ在リ外和尚ハ華嚴曹海ノ法嗣ニシテ雪鳳金剛ノ後
住ナリ）錫ヲ留メテ隨侍ス、時ニ外和尚南嶽懷讓ノ六祖大鑑ニ參シタルノ因縁（何物カ怱麼來）ヲ看
セシム、因ニ作務ノ次デ一塊石ヲ鏝破シ箇ノ省力ノ處ヲ得タレバ、直ニ方丈ニ走リ所解ヲ呈メ曰ク、
崑崙無端見縫罅ト、外曰ク未在ト、師便チ拜テ去リヌ、外時ニ默然タリ、師此寺ニ在ルコト多
年精勵軀ヲ忘ル、毎夜獨リ方丈ノ後庭一大石ノ上ニ凝坐シ、更ノ深ルニ至リテ止ム、棟外和尚功山ヲ
辭シ後松小田ノ白爾軒（長門國豊浦郡豊東前村字松小田）ニ隱栖ス、師モ亦隨テ留侍ス、此歲ノ夏諸
國ノ人民多ク伊勢皇太神宮ニ趨詣シ、老弱提携ノ晝夜喧譟タリ、時ニ白爾軒ノ門外ナル大路ニ由リテ
過ル者絡繹トシテ絶エズ、此時師多ク草鞋ヲ貯ヘ以テ通行人ニ施與ス、衣帶之ガ爲ニ都テ竭ク、衆人
其愚ヲ笑ヘドモ師自若タリ、然ルニ府著三原氏ノ室ノミ獨リ師ガ壯歲ニシテ惠施ニ勇ナルヲ嘉歎シ、贈
ルニ衣服等ノ物ヲ以テス、同年ノ秋七月長府村笑山寺ニ掛搭シ、海外亮天和尙ト機縁相投シテ嗣子ノ
禮ヲ取ル（天和尙ニ三子アリ曰ク珍牛曰ク富山曰ク師孰レモ法中ノ龍象タリ）八月ニ至リテ攝心スル
コト四五次、其刻苦他輩ノ能ク及ブ所ニ非ス、天和尙モ亦屢々爲ニ激策ノ禪杖五十餘箇ヲ拗折スルニ
至ル、時ニ忽チ瀧水ノ（瀧水トハ椹野川ノ別名ナラン）暴漲スルヲ見テ省アリ、自ラ謂フ方ニ始メテ
瀧山ノ謂ユル聲色裏ニ安眠シ去レトイフコトヲ薦得シタリト、時ニ越州ノ真龍和尚ヲ叩クニ此事ヲ以

テス、龍曰ク是ナルコトハ則チ是ナレトモ尙是レ借來底ト、時ニ又香海和尚其嗣沒底量公ノ爲ニ化ヲ
瀧城（是ハ山口城ノ別名乎）ノ楊岐峯ニ助ク、師輒チ往テ掛搭ス、前話ヲ請益シ見解ヲ呈メ曰ク、流水
聲中不聞流水、白雲堆裏不見白雲ト、海公微笑ノ首肯ス、又北地ニ遊ビテ加州寶圓寺（金澤市ニ
在リ）ノ海公ニ到リ、次ニ越中高岡瑞龍寺昶公ノ處ニ到リシニ皆爲ニ印可セラル、最後ニ鐵門道樹和
尙ヲ尾州ノ泉松寺ニ（春日井郡青山村ニ在リ）訪ヒ問テ曰ク、和尚ノ膝下ヲ離レテヨリ幾時ヲカ隔ツ、
樹曰ク、上座昨日美濃ヨリ到ルト是ナリヤ、進テ曰ク某甲未タ彼地ニ到ラサルヲ悔ルコトアルノミ、
樹曰ク汝親シク山ニ歸ルニ遭フ、進テ曰ク慚愧ト、一夕側ノ按躡ニ侍スル次デ再ビ聲色ノ話ヲ咨問ス、
樹忽チ曰ク、這裏聲色無シト、師覺エヌ起禮三拜ス、樹抄シテ曰ク、爾甚麼ノ道理ヲ見テカ禮拜ス、
師曰ク聲色以前ニ去ル、樹曰ク恐クハ箇裏ノ活計ナラン、師曰ク工夫亦箇裏ヲ出デス、樹曰ク放下シ
去レト

寛政二年庚戌、師三十九歲、初テ長州川棚（豊浦郡ニ在リ）ノ妙青寺ニ住持ス、同六年甲寅ノ九月毛
利侯ノ請ニ應ジテ金山ニ住持ス（曲サニハ金山功山護國禪寺ト名ク毛利侯ノ菩提所タリ）金山時ニ一
千五百衆ヲ安居セシム、師入山ノ後衆ト共ニ分衛シタマフニ、寒甚フシテ風威殆ト面ヲ整スガ如シ、
時ニ一僧有リ直覆ヲ捲起シ頭ニ被ツテ行ク、師侍者ヲシテ之ヲ問ハ令ムルニ曰ク法華林（箇ハ攝津國
西成郡西中島村柴島法華寺の事なり師の本師亮天和尙曾テ此寺ニ住シテ中興ト稱ス）ノ僧ナリト、夜ニ
至テ師其僧ヲ召來リ責テ曰ク、師翁（亮天和尙ノ事乎）ノ汝ヲ差シテ此ニ來ラ合ムルハ其意嚴會ニ在

ランヲ欲ス、而ルニ今寒ノ爲ニ儀ヲ廢ス豈規模ニ堪ヘンヤト即チ趕出ス、以テ家風ノ嚴令ナルヲ知ルニ足ル、同十年戊午ノ春、大藏經ヲ京師ヨリ請シタマヒヌ

是ヨリ先、師攝ノ法華林ニ在ルノ日晝間ニハ碓ヲ踏ミ夜間ニハ老隱亮天和尙ノ爲ニ躋ヲ披ノ疲倦有ルコト無シ、老隱時齡七十有三、師五十有餘ニ向トシテ其能ク師翁ニ孝順ナルコト如此、同十二年庚申ノ十二月十五日老和尙ノ訃到リタレド、制中禁足ナルヲ以テ赴クコトヲ得ズ、詩ヲ作リテ之ヲ悼ム

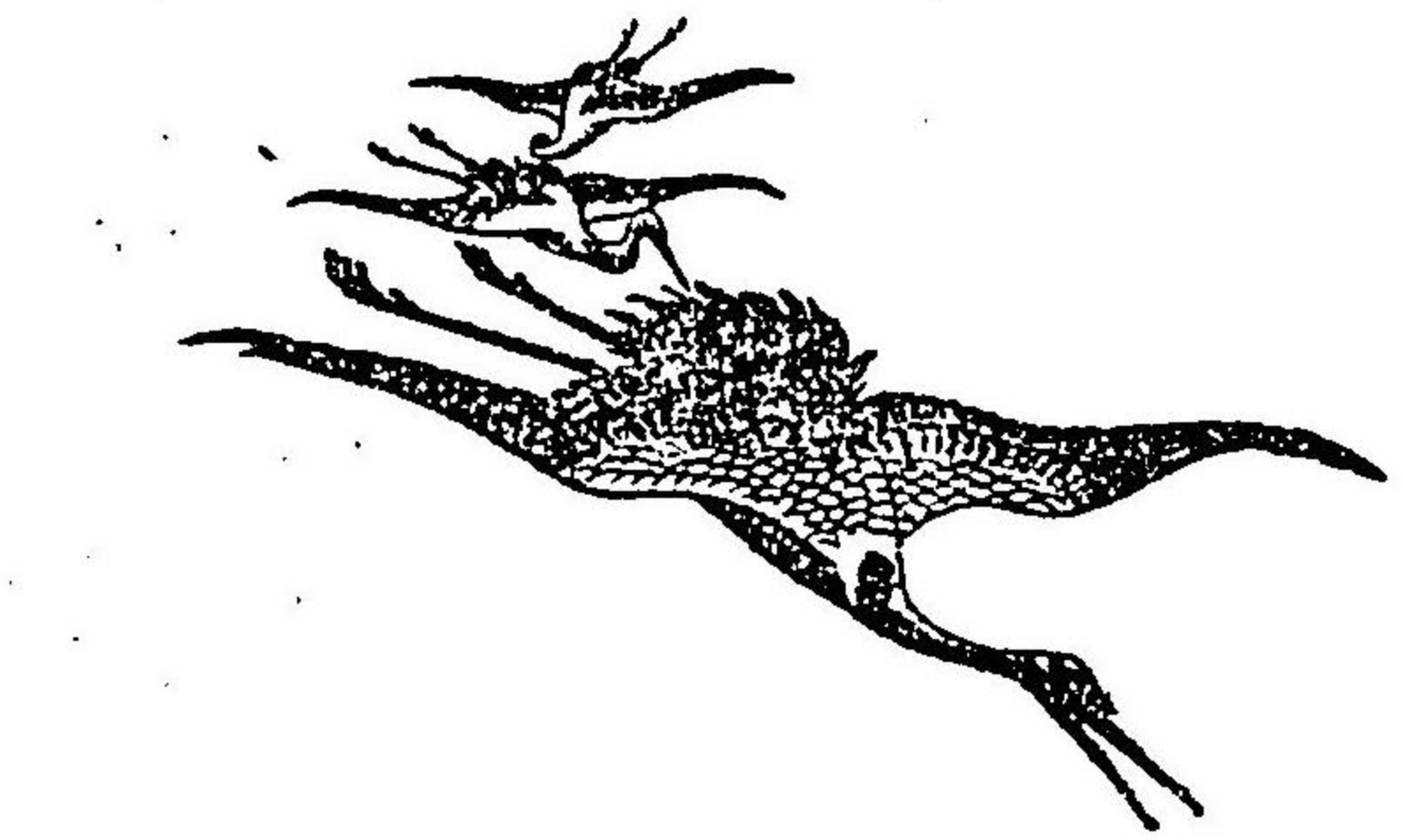
文化元年甲子ノ二月井伊直中侯（左近衛中將藤原ノ朝臣）ノ請ヲ受テ武州世田谷蒙徳寺ニ移轉ス（同寺十六世ヲ漢三道一禪師トス師ハ其後輩ニテ同寺ノ十七世タリ）同十一年甲戌ノ四月江州彦根ノ清涼寺ニ移轉ス（漢三和尙ハ此寺ニテモ十六世ニテ師ハ其ノ後住タリ故ニ師ハ亦十七世タリ、世ニ謂ユル有名ナル彦根ノ漢三トハ便チ道一和尙ノ事ナリ）師常ニ清涼僧堂ノ能ク多衆ヲ容ル、ニ堪ヘザルヲ以テ憾ミトシ、因ニ之ヲ有司ニ告ゲ、別ニ新僧堂ヲ營ミ以テ修道ニ便リセンコトヲ請ヒシニ、同十四年丁丑ノ四月聽許セラル、ヲ得テ新僧堂成ル、時ニ大夫小野田爲典帥ニ謂テ曰ク、宗徳寺ハ乃チ井伊直中侯ノ廟祧ニテ其境近ク閭閻ニ逼ルヲ以テ今ハ更ニ處ヲ相シ之ヲ山林ニ移サント欲ス如何ト師曰ク善哉ト、遂ニ里根村（江州犬上郡清波村字里根）ノ山莊ヲトズ、此ハ是レ叡綴金龜上人終焉ノ地ナリ、新ニ伽藍ヲ建立シ改メテ萬年山天寧寺ト號ス、師ヲ請シテ開山祖ト爲ス、

文化十年丁丑ノ四月、加州希翁院ノ請ニ應シテ助化ス、時ニ珊瑚ノ數珠ヲ贈ル者アリタレド、師ハ貧道ノ須フル所ニ非スト謂ツテ乃チ之ヲ却ク、直中侯或時師ニ謂ツテ曰ク、五百羅漢ヲ天寧ノ境ニ安置

セント欲ス是ナリヤ否ヤト、師曰ク日本國內ノ清平乃至法界有情ノ爲ナラバ、應真ノ尊者ヲ勸請スルコト不是ナラス、然レドモ若止タ封域安穩及ビ自己祈願ノ爲ノミナラバ、國中ニ自ラ大小寺社ノ在ル有リ、何ゾ別ニ更ニ造立スルコトヲ要センヤト、侯曰ク斯レ乃チ余ガ心ノ所願ナリト、是ニ於テ乎、此歳ノ五月ヲ以テ堂基ヲ固メ遂ニ五百羅漢ノ像ヲ勸請ス、師既ニ天寧ニ閑居シタマフヤ一老狐アリ、常ニ來リテ師ノ坐側ニ馴ル、白日出テ山犬ト遊ベドモ互ニ相猜マス、師ノ遷化後ニ至リテハ更ニ復來ラザリキト、師胎ニ在ルノ日、母氏爲ニ喫烟ヲ斷ツ、故ヲ以テ師ハ一生痰癆ヲ患ヘス、亦頭痛ナカリキ、性睡眠ニ薄シ、凡ソ人ノ乞ヒ求ムル所アルヲバ肯テ之ヲ拒マス、分ニ隨ヒ割テ之ヲ與ヘタマハザルコトナシ、師ノ著書ニ係ルモノ菩薩戒叢書抄ノ外ニ五會錄二卷、香語乘炬二卷、頌古詩偈文二卷、假名法語一卷、十善戒法語一卷、アリト云フト雖モ惜ムラクハ世ニ傳ハラス、師ニハ尙嗣法ノ弟子及ビ一代ノ逸事等少ナカラスト察スレド、今之ヲ詳カニスルコト能ハザレバ此ニ錄スルニ由ナシ、天保元年庚寅ノ七月十日衆ニ遺誡シ訖リテ眠ムルガ如クニ歸寂シタマヘリトナン、世壽七十有八

増外道人曰く、師の遷化より明治己亥まで僅に七十年なれども其傳の詳かなる者なきは甚だ遺憾とする所なり、予此菩薩戒落草談を改版印刷せんとするに際し師の詳傳を卷尾に附せんと欲して其材料を得るに力められたれども遂に其詳細なる者を得ざりき、上記する者の如きは江州天寧の現董吉尾正龍和尙より、同寺靈簡の内より得たりとて、漢文に綴りたる三四葉の畧傳を送られたり、仍て之を主とし、尙三五の宿徳嗜年に質問し之に多少の取捨を加へて師の略傳とは爲しぬ、若夫

れ尙詳かなる材料を得るの日あらば、更に追加訂正するに吝かならざるべし



明治三十二年六月五日印刷
明治三十二年六月五日發行

(正價十五錢)

編輯
行輯

人象

桐村覺豊

東京市芝區愛宕町一丁目二十番地

印刷
人

古郡年綏

東京市芝區田村町一番地

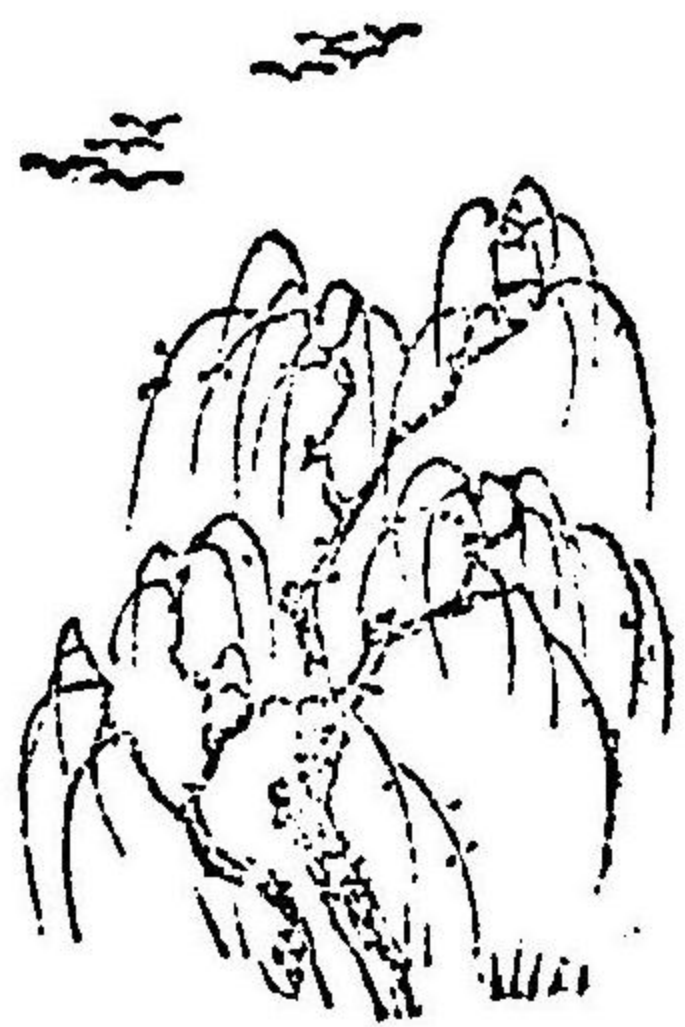
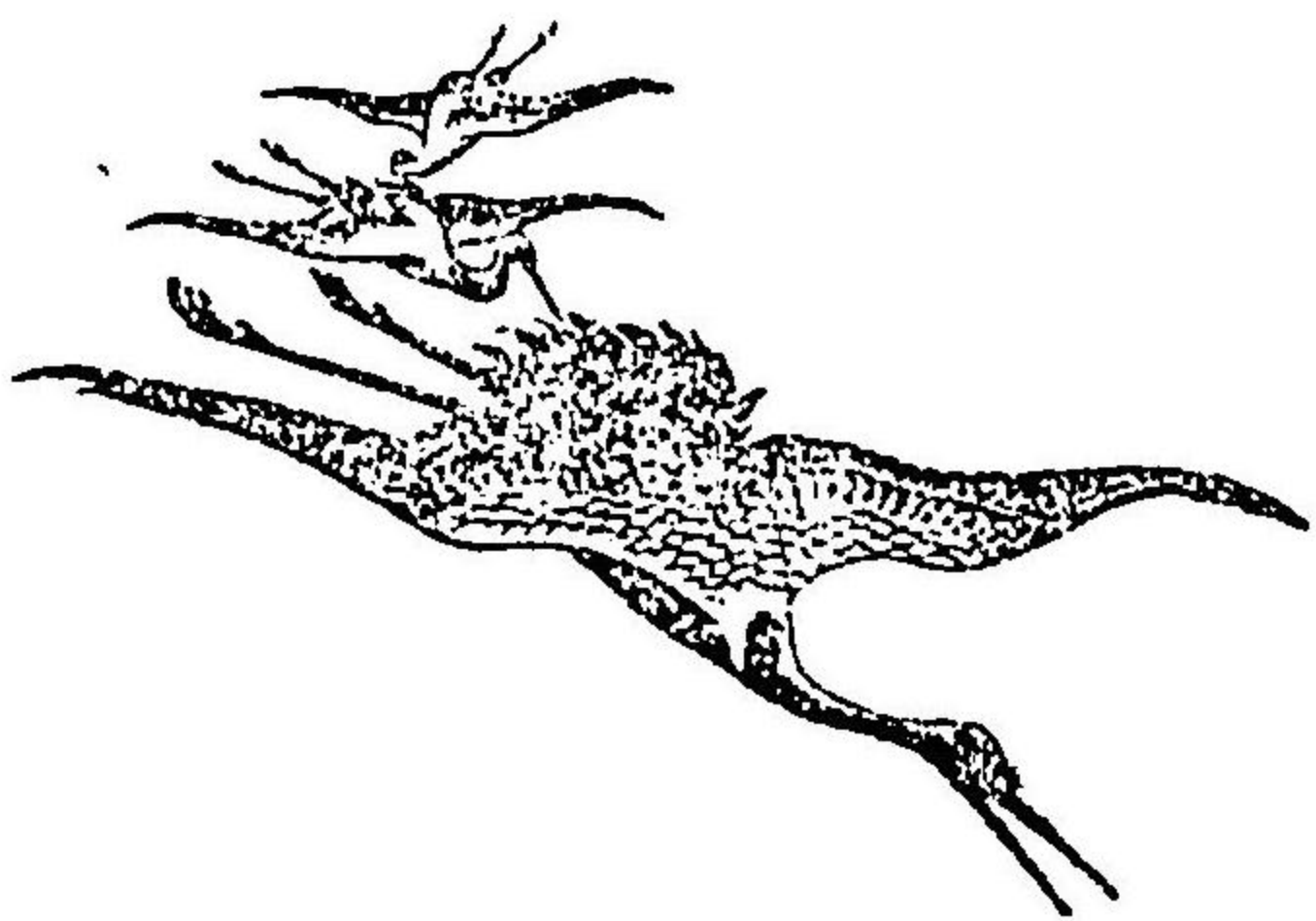
印刷
所

興雲閣

東京市京橋區加賀町十二番地

發行所 東京芝區愛宕町一丁目十六番地
通俗佛教館

れ尙詳かなる材料を得るの日あらば、更に追加訂正するに吝かならざるべし



明治三十二年六月五日印刷
明治三十二年六月五日發行

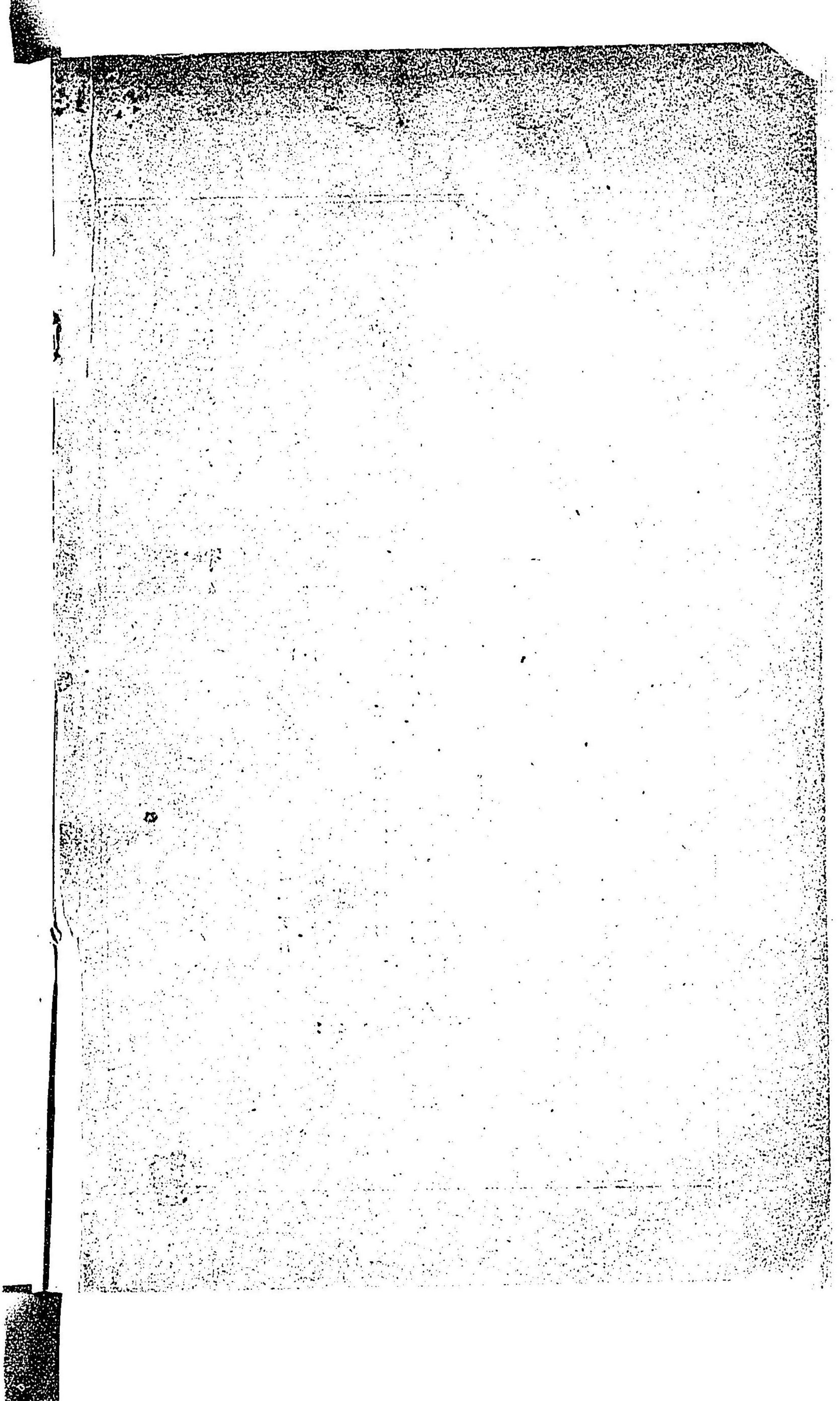
(正價十五錢)

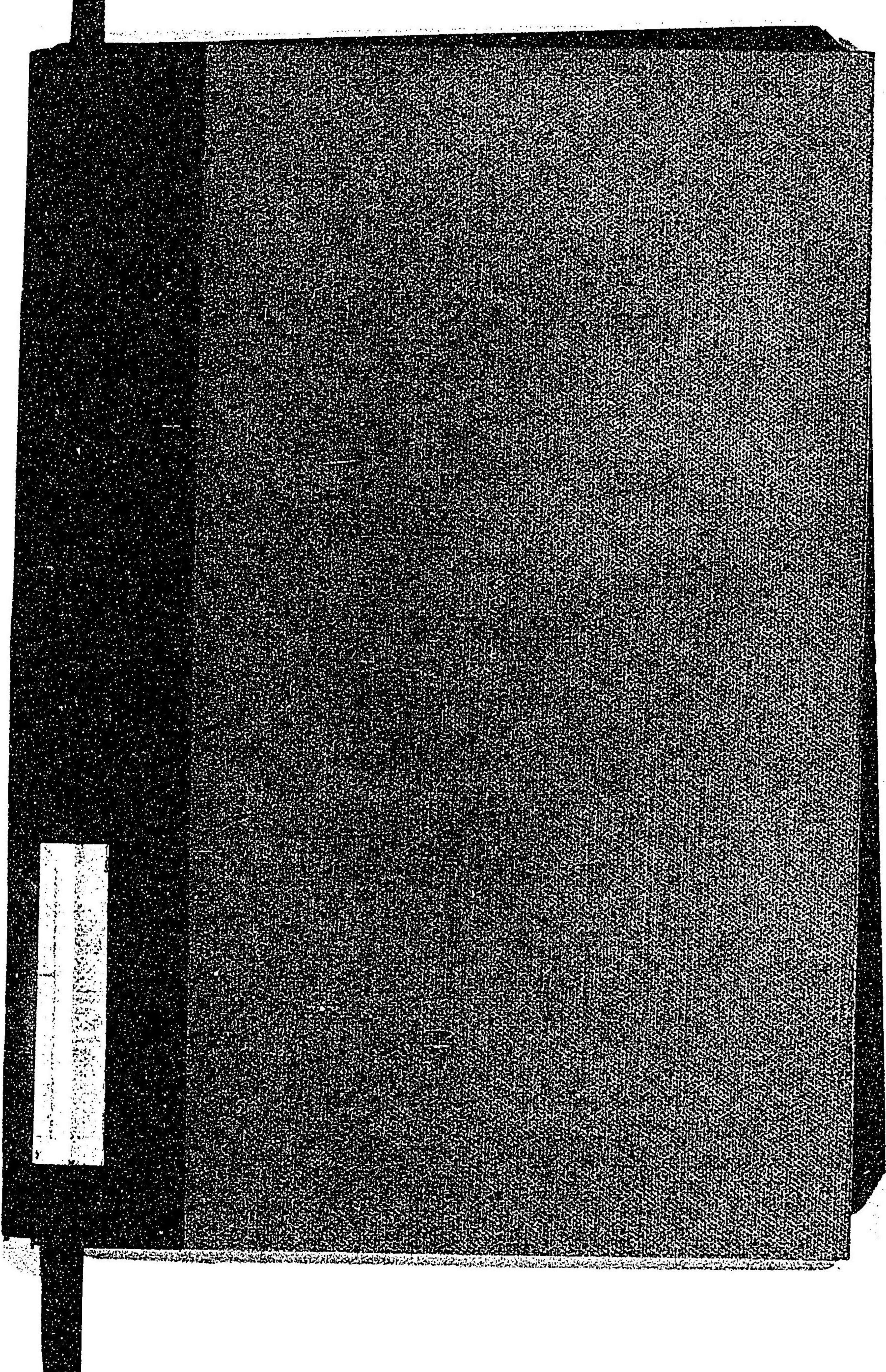
編輯人 兼 桐村覺豐
東京市芝區愛宕町一丁目二十番地

印刷人 古郡年綏
東京市芝區田村町一番地

印刷所 興雲閣
東京市京橋區加賀町十二番地

發行所 東京芝區愛宕町一丁目十六番地
通俗佛教館





特 21

850

菩薩戒落草談

国立国会図書館

019840-000-4

特 21-850

菩薩戒落草談

堅光/述

M32.6

ABG-0671

